

目次

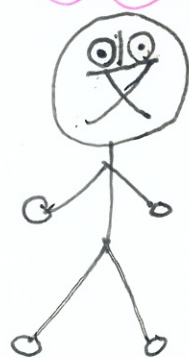
ページ

1.	はじめに	3・4
2.	文字のたん生	5～7
	ヒエログリフ・くさびがた文字 インダス文字・漢字・トンパ文字	
3.	文字を書き記すために 使われていた材料（書写材料）	7・8
	粘土板・パピルス・ロゼッタストーン 貝多羅・羊皮紙・木簡・竹簡	
	☆木簡づくり	9
4.	紙の発明	10
5.	本のたん生	11
6.	日本の本は、はじめから紙	12
	☆最古の本！読んでみよう！	13・14
7.	印刷技じゅつの発たつ	14
8.	本と活字館に行ってきました	15
9.	本の定義	16
10.	本のこうぞう	17
	☆福音館本社で製本体験	18

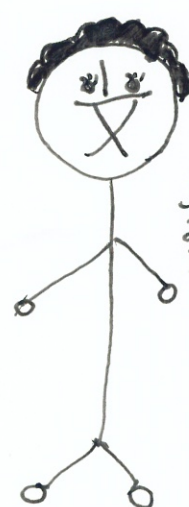
11. 読書のバリアフリー	19・20
点字付きさわる絵本・布の絵本 大きな文字の本・LLブック オーディオブック・手話のDVD デジタル書籍・読みやすさを作る道具	
☆りんごの棚	21
12. 電子書籍のメリット・デメリット	22・23
13. 本の未来について考える（家族会議）	24・25
14. まとめ	26・27
15. 参考文献	28・29
参考パンフレット	
引用写真	
引用データ	
利用した施設	
イラスト	

キャラクターしょうかい

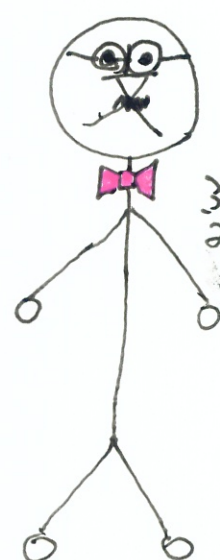
丸文くん



丸文くんの妹
丸文ちゃん



丸文くんとふみかちゃんの母
丸文おふみか



丸文くんとふみかちゃんの父
丸文おふみか



丸文くんの弟
丸文おすけ

はじめに

みなさんは、どんな時に本をひらきますか？

わたしは本が好きすぎて、ちょっとの時間でも本を手にしします。

本ばかり読んでいるのでお母さんにいつも「もうねなさい」と、おこられてしまいます。

図鑑やまんがも好きですが、とくに物語が好きです。物語を読んでいると本の世界の中をのぞいているような気がしてわくわくするのです。

小さいときに、お母さんからこんな話を聞いたことがあります。

「本をひらいたとき、鳥が羽ばたくすがたになるんだよ。本を読むことで本の内容 知識が自分のものになり、羽が生え、いろいろな世界にとび立つことができるようになるんだよ」

このことばが、ほんをすきになったきっかけかもしれません。

では、大好きな本がいったいいつからうまれ、どのように広がっていったのでしょうか？　さいきんでは電子書せきやオーディオブックなどもひろがってきています。紙の本は今後なくなってしまうのでしょうか？　本屋さんはいったいどうなるの……？

今後の本の未来についていっしょにかんがえてみませんか？

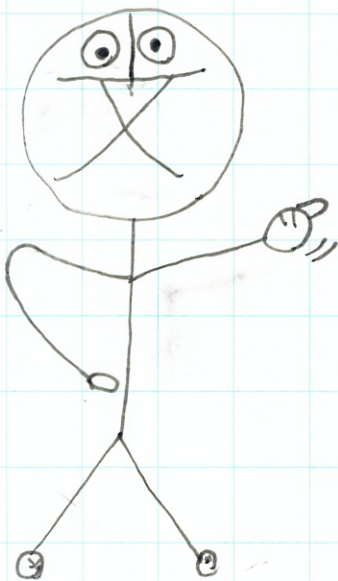
2. 文字のたん生

フランスのラスコー洞窟や、スペインのアルタミラ洞窟には、およそ二万年前に描かれた絵が残っています。だれが、なんのために描いたのかはわかりません。



ラスコー洞窟の壁画

旧石器時代の
クロマニヨン人という
人間の祖先が描いた
んだって。すごい！



やく13,000前に落石
によってどうくつの入口
が閉ざされたので、
運よくのこったんだって。
よかったね。



アルタミラの洞窟壁画（複製）

まだ文字がなかったころ、人間は絵でさまざまことを伝えたり記録したりしようとしていました。

世界の文字

・ ヒエログリフ

エジプトヒエログリフ



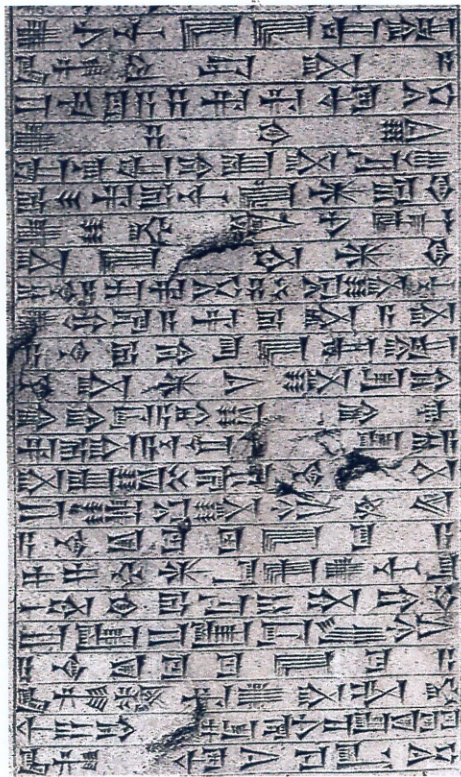
今からおよそ5000年前に、
古代エジプトで使われて
いた象形文字。

☆自分の名前をヒエログリフで書いてみよう。

さ か

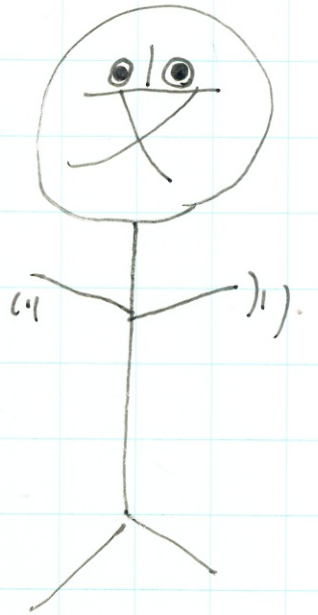
・くさび形文字

楔形文字



紀元前3500年頃から
メソポタミアで広くつか
われた文字

ねんと板にアツで
つくったペン先で
ねんど板に押し当て
書かれたんだって。
長期記録用にかま
でやくこともできて、
残すっていうのがないなら
再利用できたんだって!
長く記録するのってもう本
じゃない?



・インダス文字

インダス文字



様々なインダス式印章。インダス文字が刻ま
れている。

インダス文明で
つかわれていた絵文字。
いまだかい読まれていない。

・漢字



秦の小篆(泰山刻石)

中国語を表すため漢民族
のおいたに発生、発達
した表意文字。現在は
中国・日本・韓国など
でつかわれている。

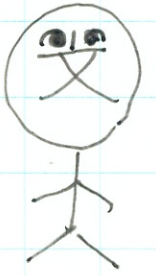


甲骨文

★絵文字から発生し、漢の意味を表現する文字のこと。たとえば、月や川など。



2003年
世界記録遺産
に登録。



3. 文字を書き記すために 使われたざいりょう(書写材料)

昔の人びとは、ねんど板や石、動物の皮、布、木の皮、木の葉など
すぐ手に入る物、かんたんに手に入るものに文字や絵を記してしま
した。だけど、保存がむずかしく、重かったりかさばったり
する欠点があります。

そこで、うすくて軽くて保存やカエがしやすい「紙」という素材が
中国で発明されました。

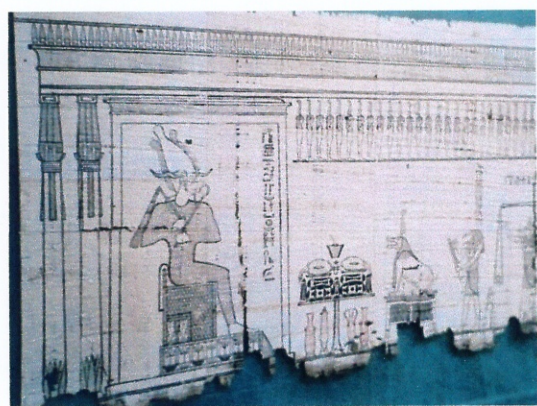
ねんど板



紀元前1033年の土地の売買の契約書。
(大英博物館所蔵)

これが
人類最初の
書写材料
だと考えら
れている。

パピルス

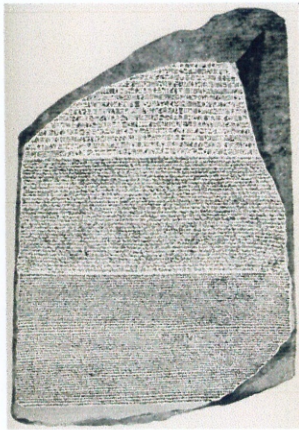


パピルスの巻物に書かれたエジプトの死者の書

紀元前3500年ごろから
エジプトのナイル川流域では、
アジという木植物でつくった
パピルスがつかわれ、紀元前
1000年ごろまで使用された。

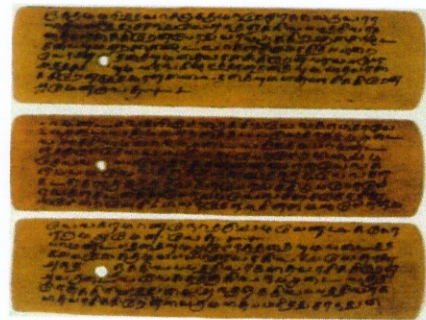
・ロゼッタストーン

大英博物館で展示されているロゼッタストーン



上からじゅんに、
ヒエログリフ、
デモフィック(民衆文字)、
ギリシャ文字で、同じ
内容の文章が記されて
いる。

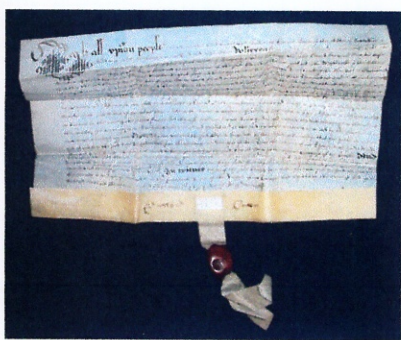
・貝多羅



15世紀または16世紀頃のタミル地方
のキリスト教徒がヤシの葉に書いた貝
葉

5世紀より前には、
インドやタイなど、
東南アジアの一部
では、仏教の経文
がヤシの葉「貝多羅」
の葉に書かれたと
いう。

・羊皮紙



羊皮紙で作成されたイギリスの証書。
1638年の日付で封緘された封緘紙が
ついているため17世紀においてもイ
ギリスでは紙の導入が完全には進んで
いなかったことがわかる。

羊皮紙は、
動物の皮を加えて
つくられた書写材料。
紀元前200年ごろ発明
された。

英語のpaperの語源は、パピ
ルス(papyrus)です。英語だけでなく、
ドイツ語、フランス語などヨーロッパ
の国ぐにの「紙」を意味することばの
語源になっています。

じつは、羊皮紙もパピルスも紙では
ありません。羊皮紙は動物の皮、パピ
ルスは植物のくさなのです。

・采簡・竹簡



上海博物館蔵戦国楚竹簡

古代中国などでは、
文字を記すために
うすくて細長い木や
竹の板を何枚も
ひもで糸編んでたば
ねた木簡・竹簡がよ
くつかわれていた。

木と木をひもで
あんだものを「冊」
というか、今でも
本を数えるるとき
「何冊」と同じ字
をばうんだって。
ほくも木簡
作ってみたくなってる。



よし、木簡を作ってみよう!

木簡づくり！

アイスのように木簡のかわりにしてみよう！

- ① 書きたい文にあわせて、木のぼうを用意するよ。
三等分したところにえんぴつでうすく線を引くよ。



文章はだいたい1枚に
1行ずつ書き入らないときは
広い木反にしました。
長い文章は何枚もの木簡
に書き、ひもであんでまとめて
本にしました。
だから、すごく重いです。

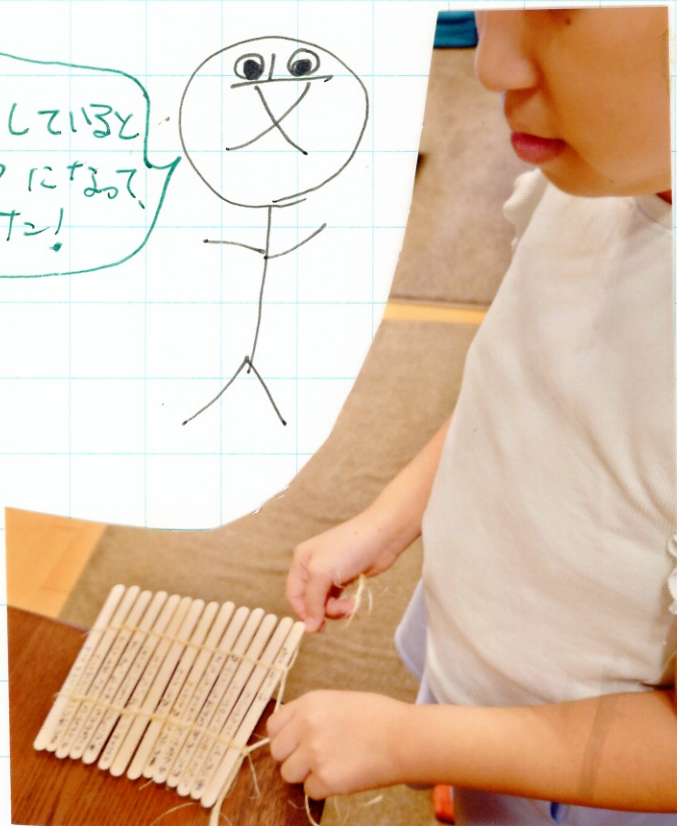
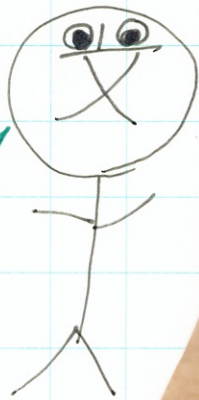
- ② ぼうに文字を書こう！
私は自分で作った詩を書いたよ。



- ③ ぼうのななべたときのはば
の二倍より少し長めにひもを
切るよ。

そして、ひもを二つおりにして、
間に一本目を通して、ひもをクロス
させたら、二本目を通すよ。
これをつづけて、まじまじと
りともすよ！

ゆるくクロスしていると
ホカッパッパになくて
むずからった！



かんせい！



4. 紙の発明

紙とは、植物から取り出したセリをバラバラにして、水にとかして、とくべつな道具を使ってゾートじょうにしてかわかしたもののことです。

紙を発明した人はあかていせんか、紀元前2世紀ごろにはあったと考えられています。中国の蔡倫という人が「以前から行われていた紙を作る方法を整理した製紙技術の大成者」と考えられています。

中国の紙→朝鮮半島→日本へ

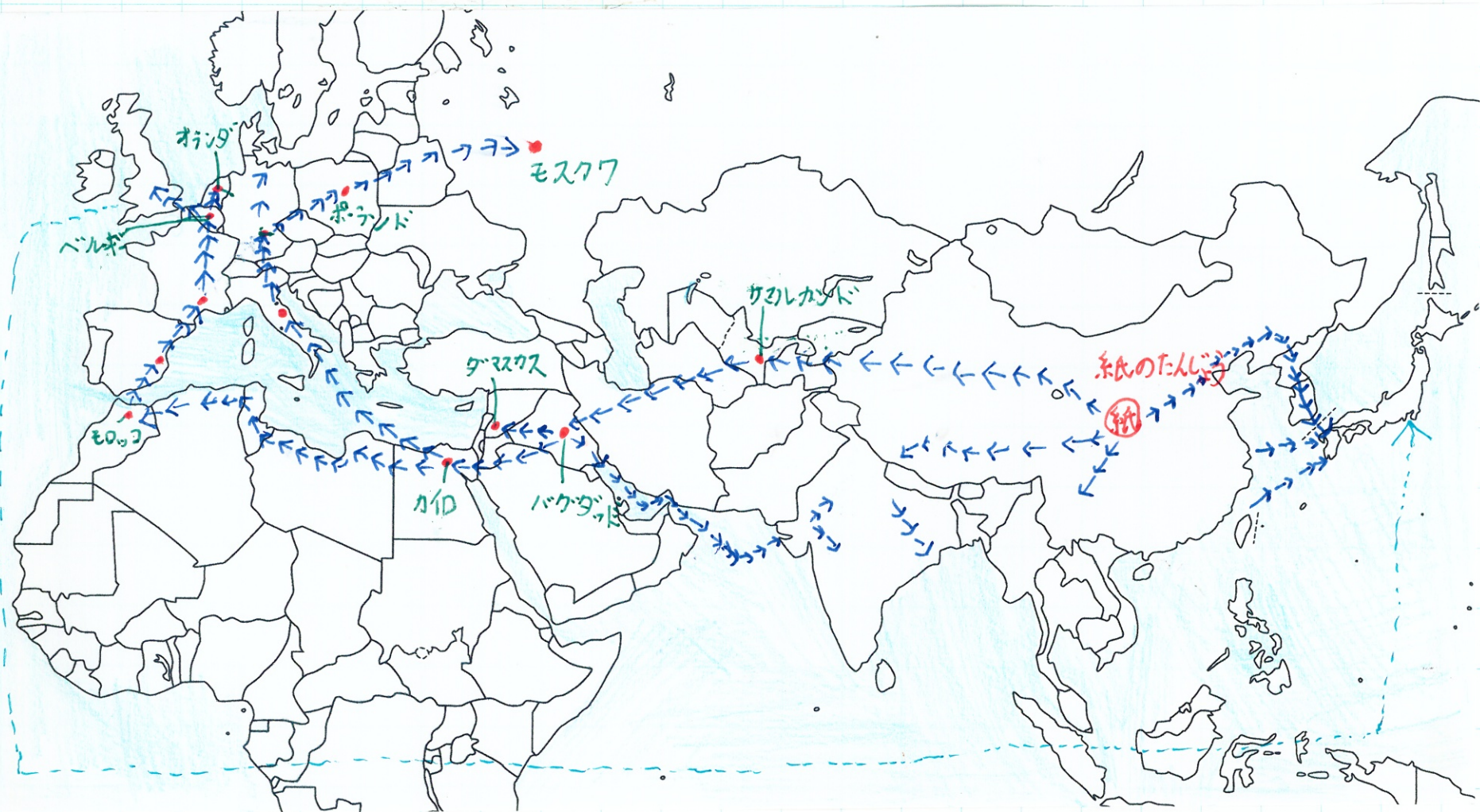
飛鳥時代の日本は推古天皇が即位し（592年）、聖徳太子が仏教を尊重し「十七条の憲法」を制定したころでした。その後、710年の大宝律令によって、^{すいこうてんのう}図書寮が設けられ、紙が作られるようになり、日本各地での生産量も増加しました。

★書籍・経典や紙・筆・墨などを取りあつた役所

シルクロードを
通って、西へ
伝わったね



西アジア、アフリカ、ヨーロッパと西方にもたがる。

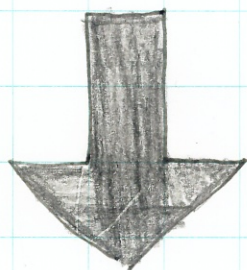


5. 本のたんじょう

古代の「書物」の材料となったものは、土(粘土板)、木の葉(パピルス)、竹(木簡)など自ぜんにあるものでした。

メソポタミア文明の書物とされた粘土板の登場!

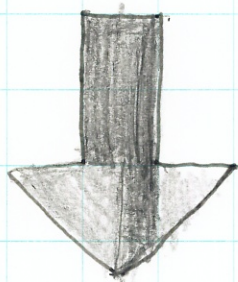
粘土板は天日干しをすることでかんたんにつくることができましたが、重くてもちほこぶにはとてもたいへんでした。



したいにすかたを消していった。

エジプトのパピルスが登場

パピルスは、必要な大きさに切ることができて、まきもの状にして持ち運ぶことができました。



紀元前1世紀以降 羊皮紙の登場

羊皮紙は耐久性があり、折ったりぬったりすることができました。パピルスは片面にしか書けませんが、羊皮紙は表とうらの両面に書くことができて「書物」から「とじたもの(冊子)」となっていきました。

● 本の原型は?

本は「ページをめくることによって、次つぎと情報を得ることのできるもの」だとすれば、本の原型が登場したのは書物が「とじたもの」になったときだといえそうです。この点古代中国の最初の書物とされる木簡や竹簡は、うすい木や竹の板をひもでたばねたものなので「ばらばらのものをひとつにしたもの」「重ねて本のようにつまめたもの」で「本の原型」とよぶことが許されるでしょう。

●さいしょのさし

6世紀のはじめ、イタリアの修道院では、25cm×45cmほどの羊皮紙を半分に折ったものに、ペンとインクで聖書をうつしていたことが知られています。その羊皮紙を4枚重ねて、皮ひもを通し、さらにそれらをいくつか重ねて1冊にしたものに皮をかぶせて表紙をつくりました。これはまさに本の原型でした。

6. 日本のはじめから紙

日本のはじめから紙製です。

正倉院の中
書物がたくさん
保管されていたって



●日本のはじめ

日本では古くから筆で紙に文や絵をかき、その紙を何枚もつないで横に長くし、^木端に軸をつけて巻物(「巻物」ともいう)にし、紙をたばねて本にしたりしてきました。

7世紀に書かれた『法華義疏』は聖徳太子が法華經の注釈を集め、自らも注釈をほどこし、自ら筆で書いたのではないかとされている本です。これは現在実物が残っている本として日本最古のものです。

★『古事記』と『日本書記』

日本では『古事記』が712年に、『日本書記』は720年完成しています。内容のちがいはあるものの、わずか8年間に現代まで読みつがれる本がこつとつくられたことは、当時の日本のはじめの文化がとも進んでいたことがわかります。

★日本最古の歌集

日本では、奈良・平安時代から歌が言承まれ、しかりと文字で記録されて本となり、次の世代に残されてきました。『万葉集』『古今和歌集』『新古今和歌集』は、それぞれの時代を代表する歌集です。

★日本文学のはじめ

平安時代には、国風文化(日本の風土や生活にあった貴族文化)が花開きます。歌集だけでなく、ひらがなを用いた紀貫之の『土佐日記』や、『竹取物語』『宇津保物語』『源氏物語』『枕草子』などかな文学がさかんになりました。

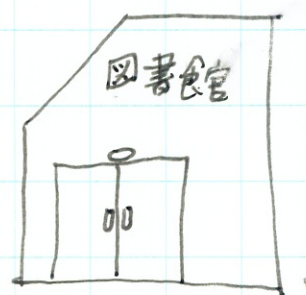
1010年代には、日本文学最高峰とまでいわれる紫式部の『源氏物語』が成立しました。

最古の本! 読んでみたいかな。よし。図書館へGO! 



みなさんは『古事記』『日本書紀』
と聞いて、どんないんしょうをもちま
すか?

わたしは「むずかしそうだな」「大人むけの本」
と思っていました。



しかし! そんなことはありません。

どの作品も、その時代に生きていた人が書いたもの
なので、実際にあったできごとをヒントにしなが
ら書かれています。なので、たとえば「千年前の人たちが
どんなことで悩んだりうれしかったりしていたのかを
読んでいることもできるし、思わずクスッと笑える箇所もあります。
ぜひみなさんも読んでみてください。

★古事記と日本書紀

イサナキノミコトとイサナミノミコトという二人の神様を出発点とした日本
原初の国づくりの様子が描かれています。

★万葉集

恋愛の歌である「相聞」、なくなった人のために作られた「挽歌」、それ以外の
「雑歌」で、ほぼ構成され、「万葉仮名」と呼ばれる漢字のあて字で記録されて
います。

★土佐日記

仕事で四年間ぐらいてんきんしていた土佐(今の高知県)から都の我が家
へ帰るまでの五十五日間を記した旅日記。

★竹取物語

かぐやひめのことだけ、原文は大人になったかぐやひめのお話がユーモア
たっぷり書かれている。たじゃれ女子にはおすすめです。

★伊勢物語

恋や愛をテーマにした矢張りお話しが125も集まっている。
一目ぼれの恋・心変わりされた悲しい恋・泣く泣くあきらめた恋・あきらめずにしんじる恋
愛しい人かと思えば消えた恋・親子の愛などいろいろか
えがられています。

★源氏物語

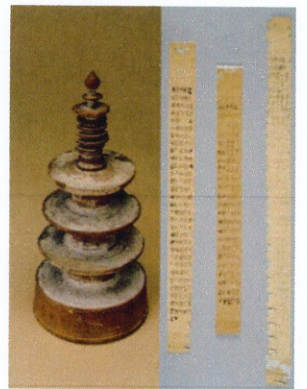
主人公の光源氏^{ひかりのうぢ}は光かがやくようなオーラに包まれた
美少年。頭もよくてやさしくてすべてがそろっているような人。
この人がたくさんの女性と恋をしていくお話。

むかしの人も
恋物語が
うまれたんだね!



7. いんさつぎじゅつのはったつ

いつごろから木版印刷がおこなわれていたかについては、はっきり
わかっていませんが、中国で660年ごろにはじまり、経典、暦本などが印刷
されたと推測されています。その後、中国から印刷技術が世界へ伝えられて
いきます。現在残っている世界最古の印刷物はなんと、
なんと、奈良時代に作られた日本の「百層塔陀羅尼」です。
ひゃくまんとうたらに



百万塔と陀羅尼

●木版印刷から活字印刷へ

「活版印刷」とは、活字をならべてつくった版(活版)にインク
を塗ってスタンプを押すようにして印刷するやり方です。
活字は、11世紀の中国で発明された木版印刷でも使われていましたが、
グーテンベルクという人から活版印刷に用いたのは、金でつくられたものでした。



いんさつぎじゅつのはったつ

本のしるいが➡本を読む人が増える。
宗教や哲学に関するものだけでなく楽しみとして読む本も増えた。

本が小さくなった。➡個人の家にもおくことができるようになった。

大量の本をつくられ、同じ本を同時にたくさんの人が読む時代が来た。

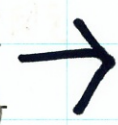
8. 本と活字館に行ってきました。



活版印刷で本をつくる流れをてんじている戸介です。

一、作字

一文字ずつ
原図を揃いて
型をつくり出す。



二、ちりょうそう

一文字ずつ
型にそって
流しこんで
活字を作ります。

三、文選

一文字ずつ
活字を拾って
文章を作ります。

文選の職人さんは、
活字の配置を記憶して
原稿を読みか
でさる人だつて。



さがすのはとてもたいへんでした！

四、植字

拾った活字を
ページの形へ
組みあはせる。

五、印刷

片反をきかいに
セットし、インキを
つけて紙に刷ります。

六、製本

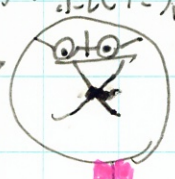
印刷した紙を折り、
重ねてといて、
本にします。

活版印刷では
印刷すると白
くなる部分
すべて金でくさす
人だつて！



まるふみかちゃん
丸文の妹

印刷終了後
は片反のインキ
をおとすん
だつて。それを
「片反」とい
うんだつて。



まるふみか
ちゃんのお父さん

あつがみの
表紙で
くるむ「せい
とやわらかい
表紙のなみ
せい本せが
あるいろいろ
あるのよ。



丸文子
母

9. 「本」の定ぎ

1964年ユネスコ総会で定ぎ。

本とは... 表紙をのぞいて49ページ以上の★非定期刊行物
★発行時期や発行頻度が決まていない刊行物

現代日本の「本」のよび方

昔の書物	古書	にせの書物	ぎ書
仏教の書物	仏書	写した書物	写本
西洋の書物	洋書	いろいろな書物	ざ書
めずらしい書物	珍書	よい書物	良書
所有する書物	ぞう書		

「本」の条件

- ・内容があること
- ・せい本されていること
- ・表紙があること
- ・もちほこびができること

本・書せき・書物の意味 今の日本では同じ意味で使われている。

本: 本には「手本」という意味があり、そこから書写の手本になるような書物を「本」とよび、したいにさまざな書物も本というようになった。

書せき: 文章や絵画などを筆でかいたり印刷したりした紙のたばをといあわせ、表紙をつけて保存しやすいように作ったもの。すなわち本。

書物: 新聞、ざし、パンフ、トなども「書物」とされるこがある。その場合は「かきもの」と読むのか、いう。「しよもつ」と言読むのは、本の形をしたもの。

10. 「本」のこうぞう

① 本の中身をつんでいる部分

② 本の表紙のたいらになっている部分

③ 本を本だまりにたててならべたとき、
書名、著者名などが
書かれている部分

④ 平とせのさかいの⑦かど

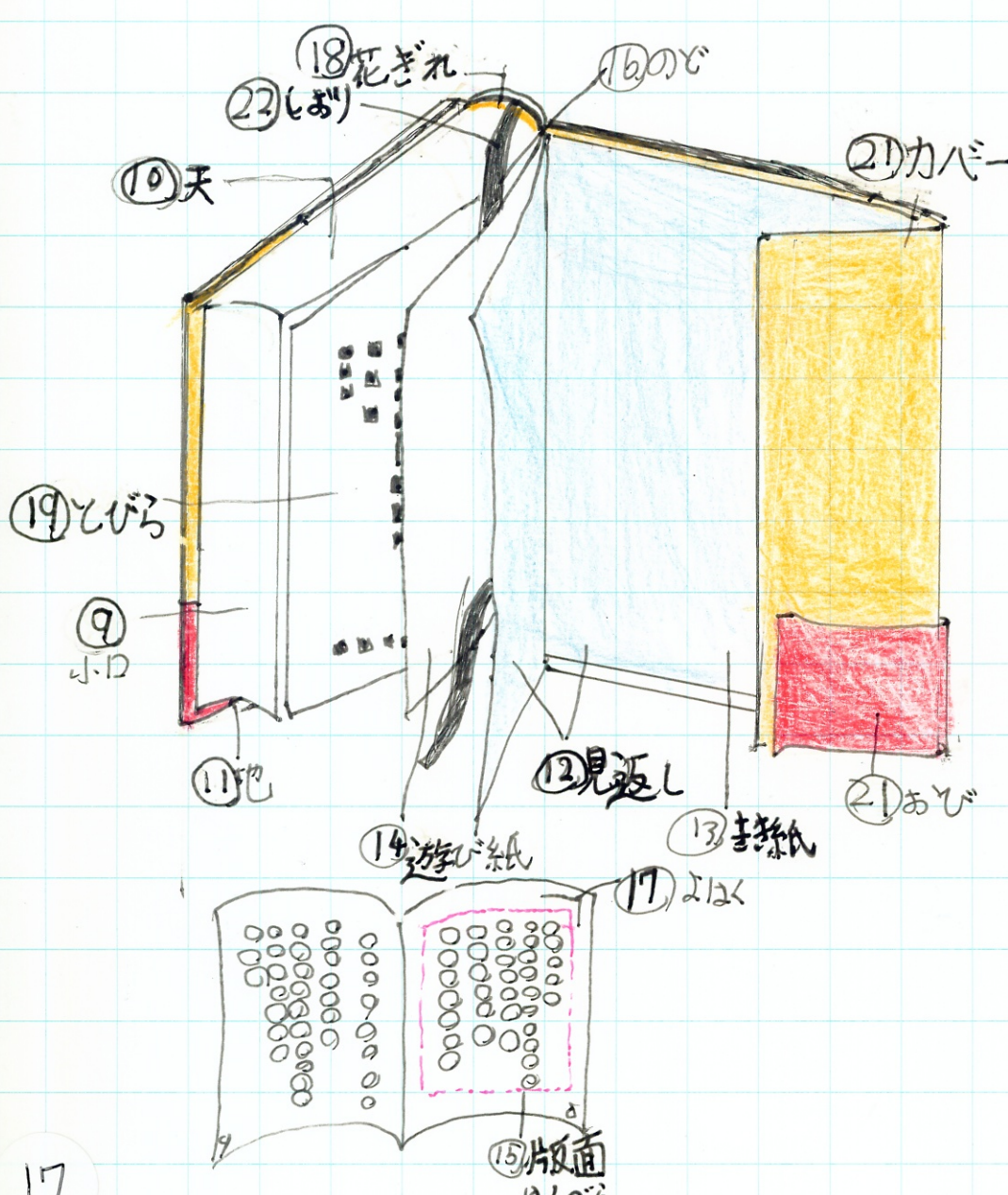
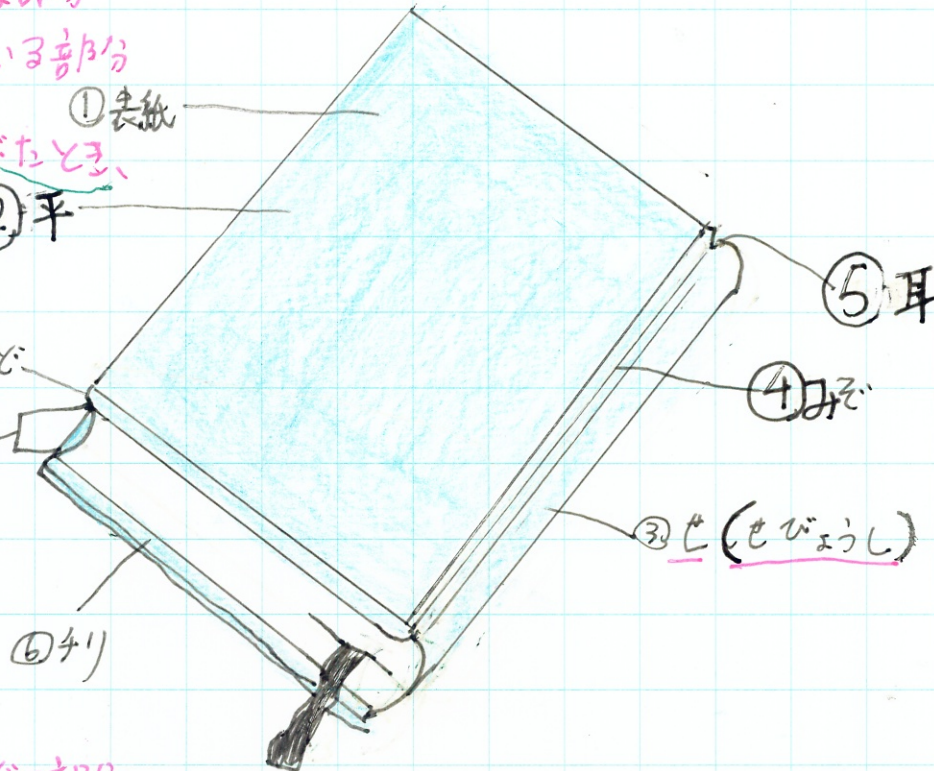
せとへいこうに
できるへこんだ部分

⑤ みぞとせの間の部分

⑥ 表紙が中身より
よみだしている
部分

⑦ 表紙の4か戸折のかどの部分

⑧ 本の中身の厚さ



⑨ せとのとに当たる部分をのぞく
三方のへん

⑩ 上がわのふりかじ

⑪ 下がわのふりかじ

⑫ 表表紙、うら表紙の内かみ

はりつけたそれぞれ2ページの紙

⑬ 見返し表紙にはりつけている部分

⑭ 見返しの本の中身かわ

⑮ 本文の文字が入るはんいのこと

⑯ 本のとじたがわ、本を広げたときの肉かわ

⑰ よはくには「のどのよはく」「ふくのよはく」
矢のよはく、地のよはくがある。

⑱ 中身の上下両端にはりつけた布地の
こと。

⑲ 中身の最初のページ

ふくいかん
★福音館書店で、せい本体けんをしてきました。



① すきな表紙・布を
えらぶ。
えらんだ表紙の
うらにあつがみ
をはる。
よじんだ部分を切る。

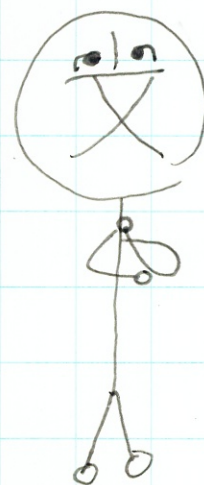


② あつがみのそくめんに
そわせておりかえし、
のりづけする。
じゅんばんは、
上・下・横・横



③ ノートをはりつける。
上下のチリ(ページ)
の部分から均一に
なるように注意。

じっさいには、
さかいでプレス
してミゾを作って
いるんだって!



④ せの近くにはりばして
上下からはみ、あごム
でとめる。

かんせい!



ミゾができて
より本らしく
なるよ!



11. 読書のバリアフリー

みなさんは「**バリアフリー図書**」を知っていますか？

バリアフリー図書は、どんな立場の人でも、読書を楽しめるようにできている本です。

しゅるいはいろいろあります。

1 点字つきさわる絵本

絵本の文章だけでなく絵もさわってわかるようにくふうされています。

2 布の絵本

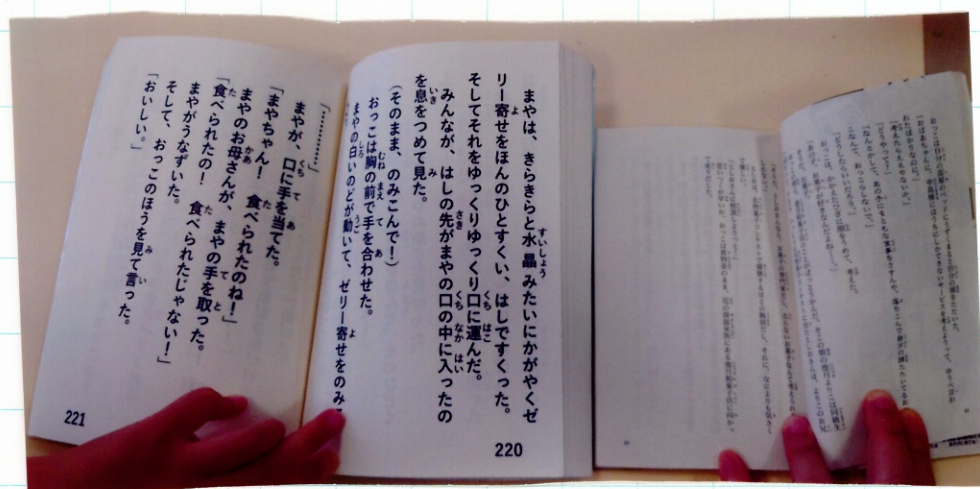
マジックテープやスナップ、ファスナーなどを使い、絵をとりはずしたり、くっつけたりできるようなくふうができます。小さい子どもが使って、やぶれにくくなっています。

3 大きな文字の本

- ・視力の弱い人
 - ・まぶしさに弱い人
 - ・ぼやけて見えづらい人
 - ・読み書きにしょうがいのある人
 - ・外国にルーツのある人
- 年をとって見えづらくなっている人にも役に立ちます。

とくちょう

- ・文字のサイズがちがう
- ・書体(フォント)がちがう
- ・1ページの行数がちがう



ゴツッゴツッ

読

明 月 本

読

細くて見えづらい

4

わかりやすい本 (ししブック)

- ・ 文字がほとんどない本
- ・ かんたんな文章やピクトグラムを使っている本
- ・ できるだけわかりやすい文章とたくさんの写真を使っている本

5

オーディオブック (音で聞く読書)

1人のナレーターがアナウンスしているものと、
何人かの声優さんがドラマ風に作られているものがあります。

- ・ 字を読むのが苦手な人
- ・ 読書は好きじゃない人
- ・ いそがしくてなかなか読書ができないと思っている人
- ・ 本を持ってしそいを保ったり手の指でページをめくったりするのが大変な
肢体不自由な方。

6

手話のDVD

手話の動画を見るだけでなく、音声による読み聞かせや字まくも
ついているのでさまざまな立場の人が一緒に楽しめる工夫がされています。

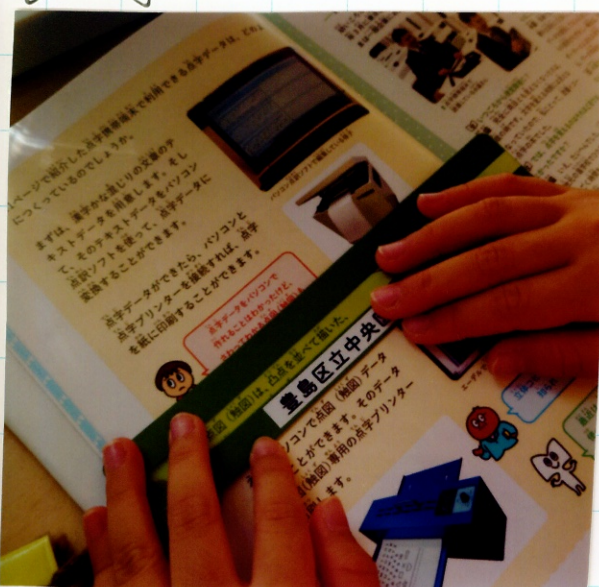
7

デジタル書せき

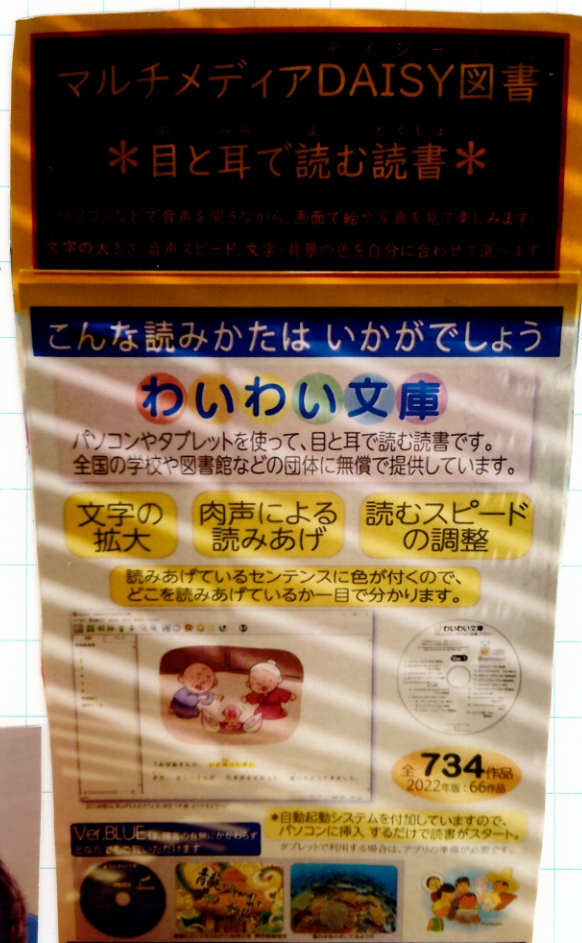
スマートフォンやタブレットをみんながもつようにな
ったり電子書せきの出片反がふえてデジタル
書せき(電子書せき)での読書が身近になりました。

8

読みやすさを作る道具



リーディングトラッカー

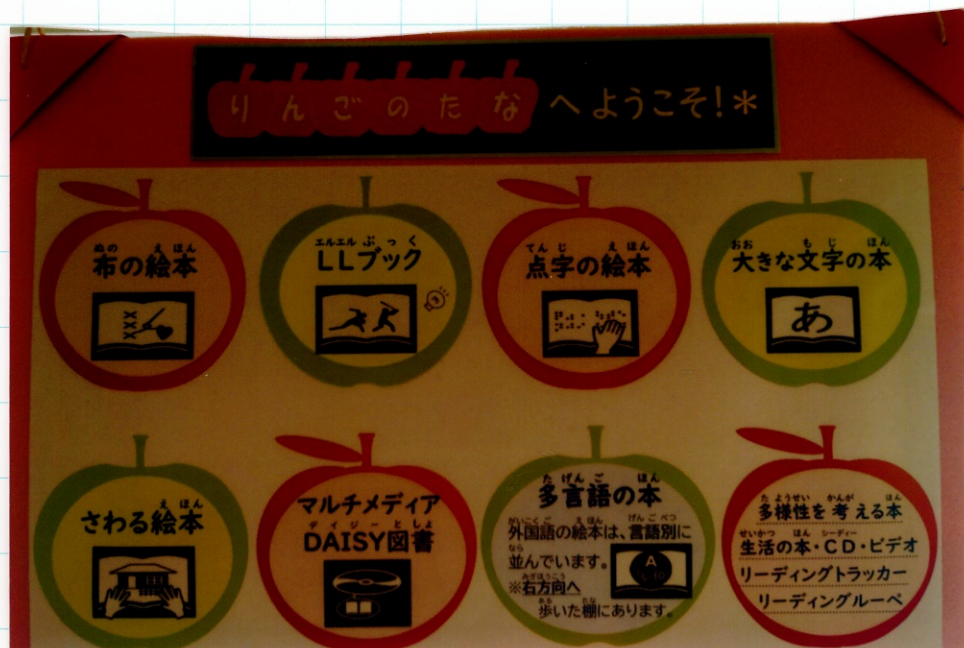


(豊島区立中央図書館より)

りんごの棚

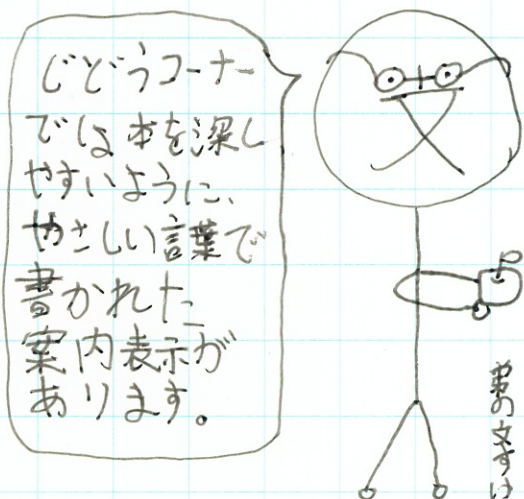
1993年にスウェーデンの図書館で始まり日本各地に広まっているサービスです。障害に関わらずすべての人に読書の喜びを届けたいという原動力から、バリアフリー図書を「りんごの棚」に集めました。

中央図書館にもりんごの棚ができました。(2023.3)



2019年に「読書バリアフリー法」がせいつ。

やさしい日本語と写真やピクトグラムを使って、障害のある方、日本語が母国語でない方にもわかりやすい図書館の利用案内を作りました。



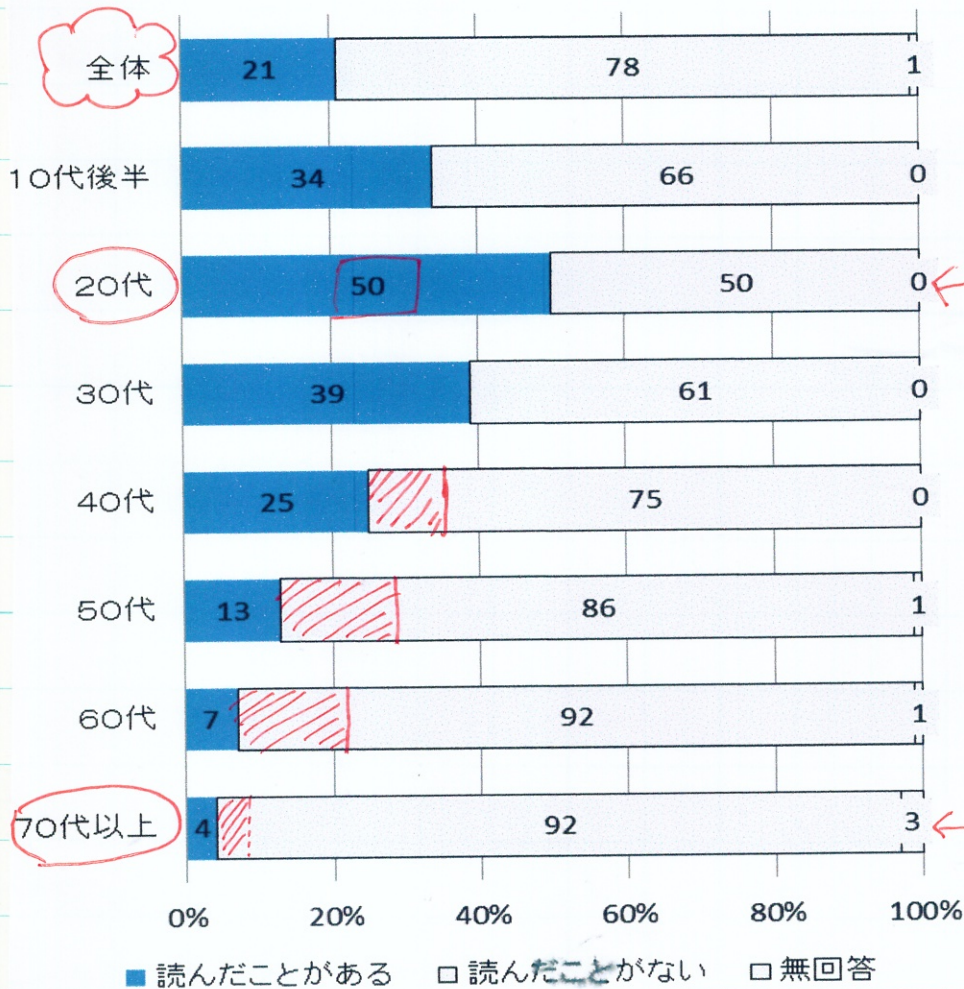
(写真 豊島区立中央図書館)

13. 電子書せきメリット デメリット

粘土板 → パピルス → 甲羅や骨 → 木簡・竹簡 → 羊皮紙 → 紙
そして電子へとつながりかわってきています。

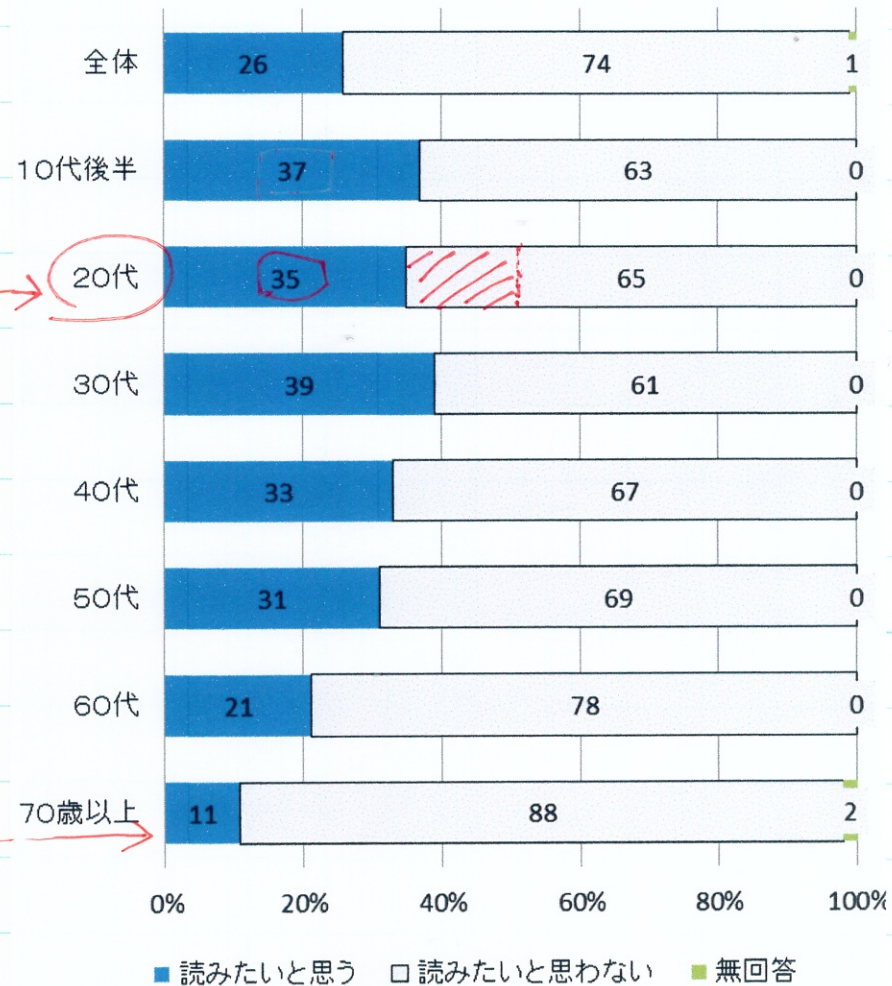
① 電子書籍での読書(%)

問 あなたは電子書籍を読んだことがありますか。



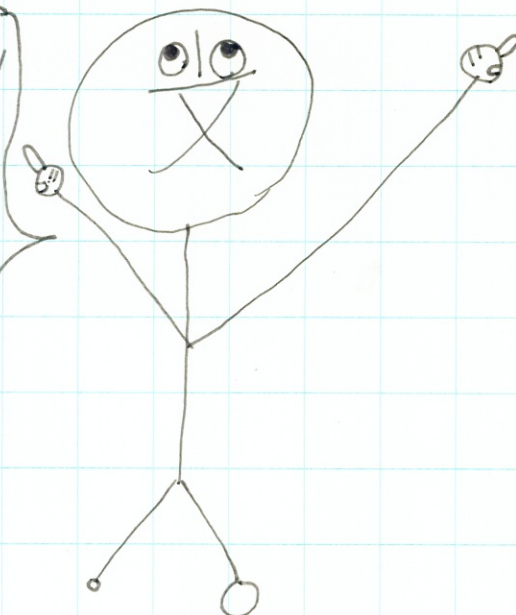
② 電子書籍を読みたいか(%)

問 これから電子書籍を読みたいと思いますか。



出典) 全国学校図書館協議会・毎日新聞社「第68回読書世論調査」(平成26年)

20代が一番多かった！
年れいが上がるにつれて、電子書せきで読書をしたことがある人が減ってきているね。



20代では①のグラフで50%は電子書せきで読書をしているけれど、「これから電子書せきを読みたいか」のグラフでは15%も減っている!? これって紙の方がよかったってこと? じゃなく40代以上はふえている!? これは「電子書せきの方が読みやすいってこと」?

そこで、電子書せきのメリットとデメリットをまとめてみました。

メリット

- ・いつでもどこでも、ほしい本が読みたいときに手に入る。
- ・保管場所を取らない。電子書せきは何冊あっても重さがかからない。持ち運びにべんり。
- ・文字のサイズを拡大・縮小したり、ことばを辞書機能で調べたりするなど、さまざまなことが可能。
- ・紙の本より価格が安い。
- ・紙やインク、その他の資材が不要。
- ・絶版（一度出版した本をそのあと発行しないこと）がなくなる。

デメリット

- ・貸し借りがしづらい。
- ・端末はこれれることがある。
- ・本のおいや素材を楽しむことができない。
- ・すべてがひとつの端末に入るため、「本を集めているという感覚が得づらい。
- ・海賊版や不正コピーが横行する可能性が高い。

私は、だんぜん紙の本の方が大好きです。♡

なぜなら、本を読んでいる、すこしもどりたいな...

というときにページをめくってさがすことが出来るからです。そのパラパラがたまらなく好きなのです！

あと、紙とインクのおいも好きです。

大好きな作家さんの本を自分の本棚にならべて、見るのもこれまた大好きなのです。

ここ数年で駒込の本屋さんもなくなってしまいました.....

フゥ、と立ちよって出会えるのが良かったのに.....

なので、町の本屋さんも紙の本もなくなってほしくないのです。

14. 本の未来を考える

私は、紙の本も町の本屋さんもなくなってほくありません。
そこで家族会ぎを開くことにしました。今後の本の未来を考え会ぎです。



家族会ぎを始めます。

紙の本と電子書せき、どちらを読みますか？

町の本屋さんかへってきているけれど、
どう思う？

えへ、だから町の本屋さんなくなっちゃうんだよね...

わたしは本屋さんで中身を見て買いたいな。

見 父 母

父
電子も紙も、どちらも読むよ。

母
わたしは紙で読みたいな。

兄
ぼくは電子で読むよ。

兄
もってかえるの重いから、ネットで買ったよね。

父
買いたい本をけんさくすれば、ネットだとすぐに見えよ。

母
買ったらずぐ読みたいな。

兄
電子だとすぐ読めるけどね。

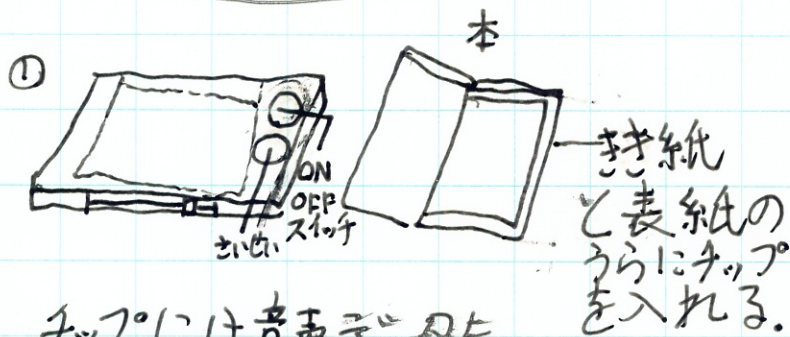
今後、紙の本は消えて電子ばかりになると思う？

え～それは困る～

私は紙で読みたいけれど、電子書きはバリアフリー読書に役立っているよ。

こういうのどうかな？

紙と電子のいいとこどりで町の本屋さんにもまれるよ！



チップには音声データを入れて①のきかいにのせると音声かながれてろうどくしてくれる。

メリット

いろいろな人が使える。
・字の読めない子どもが使いやすい。
・紙の本がのこせる。

デメリット

コストがかかる。
外で使えない。(かさばる。)

両方あるとべんりだよね～

おもしろいこと考えたね。

今後、どんな未来がまっているんだろうね。
みなさんも考えてみてください。

まとめ

みなさん、本の歴史どうでしたか？

粘土板→パピルス→甲羅や骨→木簡・竹簡→羊皮紙
→紙→電子書せき

まさか、本の祖先が粘土板だなんて思わなかったです。

紀貫之や、清少納言が書き記した書物がのこっているのも、本があったからこそだと思います。本に書き記したことで、むかしの生活がわかるし、歴史をたどることができるとおもいます。

紙の本を残すのも大切だし、電子もいいところがあると思ったので、これからもっと広まっていくと思いました。

これから本のかたちが、どう進化していくのか、気になります。

本の事を調べてみて、もっともっと本が大好きになりました。

これでまたわたしにも 1 枚の羽が増えました。どこに飛び立とうかな・・・。

おわり

【参考文献】

- 1) 辻村益朗 「本のれきし 5000 年」 福音館書店 (2002 年第 8 刷)
- 2) 能勢仁監修 稲葉茂勝文 「本のことわかる本①調べよう！文字のはじまりと本の歴史」 ミネルヴァ書房(2015 年)
- 3) 能勢仁監修 稲葉茂勝文 「本のことわかる本②見てみよう！知っているようで知らない「本」」 ミネルヴァ書房(2015 年)
- 4) 永江朗 「本について授業をはじめます」 少年写真新聞社(2014 年)
- 5) 成松一郎著 「読書バリアフリー見つけよう！自分にあった読書のカタチ」 国土社(2023 年)
- 6) 貝田桃子著 「満点ゲットシリーズ ちびまる子ちゃんの古典教室」 集英社(2014 年)
- 7) 明治学院大学教授 武光誠監修 「大人も子どもも読んで、聞かせて、楽しんで日本の神様のお話 上」 東京書店(2016 年)
- 8) 明治学院大学教授 武光誠監修 「大人も子どもも読んで、聞かせて、楽しんで日本の神様のお話 下」 東京書店(2016 年)

【参考パンフレット】

- 1) バリアフリー図書の森へようこそ！ 公益財団法人 文

字・活字文化推進機構

- 2) 誰もが読書できる社会をめざして 読書のカタチを選べる
「読書バリアフリー法」 文部科学省 厚生労働省
- 3) りんごのたな すべての人に読書のよろこびを 豊島区立
中央図書館

【引用写真】

ウィキペディア [jp.m.Wikipedia.org](http://jp.m.wikipedia.org)

ラスコー洞窟の壁画・アルタミラの洞窟壁画・エジプトヒエログリフ・楔形文字・インダス文字・甲骨文・トンパ文字・粘土板・パピルス・ロゼッタストーン・貝多羅・羊皮紙・木簡・竹簡・百万塔陀羅尼

【引用データ】

- ①電子書籍での読書②電子書籍を読みたいか グラフ

出典)全国学校図書館協議会・毎日新聞社「第 68 回読書世論調査」(平成 26 年)

【利用した施設】

豊島区立駒込図書館

豊島区立中央図書館

市谷の杜 本と活字館

福音館本社

【イラスト】

久保紗那

「りんごの棚」とは？



すべての子どもに読書の楽しみを保障するために、スウェーデンの図書館で1993年に始まり、日本各地に広まっているサービスです。活字や紙の本がだれにとっても読みやすく、便利なものとは限りません。

障害に関わらず、すべての人に読書の喜びを届けたいという願いから、利用しやすい工夫がされた、さまざまな形態のバリアフリー図書を「りんごの棚」に集めました。

名前の由来は？



スウェーデンの図書館が、ロンドンの障害児図書館にあるおもちゃのりんごにヒントをもらい、特別なニーズのある子どものためのスペース「りんご図書館」を設置しました。

その後、どの図書館でも取り入れられるように規模を小さくした「Äppelhyllan (りんごの棚)」がスウェーデン中に広まりました。



中央図書館には…



どなたでもお使いいただける“だれでもトイレ”、車椅子、拡大読書機があります。筆談ボード、老眼鏡はカウンターにあります。ご利用にお困りの時は、職員に遠慮なくご相談ください。



としまくりつちゅうおうとしゃかん 豊島区立中央図書館

所在地：〒170-8442

東京都豊島区東池袋4-5-2

ライズアリーナビル4・5階
TEL：03-3983-7861



Thank you for coming



すべての人に
読書の喜びを



としまくりつちゅうおうとしゃかん 豊島区立中央図書館



2025年7月改訂

豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を推進しています。

なに
何がおいてありますか？



よ 読みやすく、わかりやすい 工夫がされた
「バリアフリー図書」を集めました。

ぬの えほん 布の絵本



おお 大きさは 7種類。マジックテープでパーツ
をは 貼ったりはがしたり、動かして あそぶ
こともできます。ボタンかけや ひも結びも
できます。ぬの手ざわりを楽しみましょう。

エルエル L Lブック



エルエル L Lはスウェーデン語の「LättLäst」
(やさしく読みやすい)を短くした言葉。
やさしくて短い文章と 写真や図、ピクト
グラムを使って、理解を助ける工夫が
されています。

さわって楽しむ本



ざらざら、ふわふわ、もこもこ、つるつる…
いろいろな感触を指でさわって、楽しみ
ながら 形やパターンを覚えられます。

てんじ えほん 点字のついた絵本



もじ やさし絵に凹凸がついています。
さし絵の色は、縞やドットなど 凹凸の
模様でわかるように工夫されています。

おお もじほん だいかつじほん 大きな文字の本(大活字本)



み やすさを考えて、普通の文字より大
きく太い文字に組み替えて、印刷して
あります。名作や人気の本が読めます。
例えば、大きな文字の青い鳥文庫を
通常の青い鳥文庫と比べると、文字の
大きさは 2.2倍、一行の文字数は
約半分になっています。

デージー としよ マルチメディアDAISY図書



パソコンやタブレットを使って、目と耳で
楽しむ読書です。使う人にあわせて、
読む速さ、文字の色や大きさ、背景の
色を変えることができるので、自分に
合った方法で読書を楽しめます。

リーディングトラッカー/ルーペ

しゅるい りようたいけん
4種類の利用体験ができます

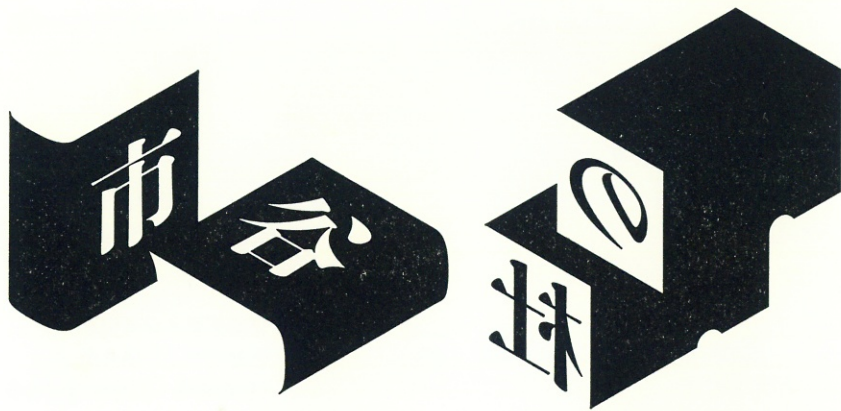
ほん よ 本が読みやすくなる道具です。定規の
かたち ま なか ま 形で真ん中にすき間があります。
よ 読みたい文章の上に置くと、となりの
ぎょう 行がかくれたり、文字が大きくなったり、
しゅうちゅう 集中して読むことができます。あなたの
よ 読みやすい色を見つけてください。

りようあんない イージー ガイダンス やさしい利用案内easy guidance

ねん どくしよ ほう せいりつ
2019年に「読書バリアフリー法」が成立。
やさしい日本語と 写真やピクトグラムを
つか しょうがい かた にほんご ぼご
使って、障害のある方、日本語が母語でな
いかた にも、わかりやすい図書館の利用
あんない つく 案内を作りました。

ほか しゅわ てんじ まな ほん たようせい
他に手話や点字を学ぶ本、多様性に
ついて 理解を深める本もあります。

じどう しょか ほん さが
児童コーナーの書架は、本を探しやすい
ように、やさしい言葉で書かれた案内
ひょうじ 表示があります。



市谷の杜 本と活字館
Ichigaya Letterpress Factory



「市谷の杜 本と活字館」にお越しくださしまして、まことにありがとうございます。

1876(明治9)年に銀座で活版印刷所を始めた秀英舎が、ここ市谷の地に工場を設置したのは1886(明治19)年のことでした。

時計台が特徴のこの建物は、1926(大正15)年に建てられました。館内には来客用カウンターや応接室、役員室などがあり、当初は市谷工場の表玄関の役割を果たしていました。

秀英舎は1935(昭和10)年に日清印刷と合併し、大日本印刷が発足します。その後、この建物は戦時中の空襲にも耐え、長い間、社屋の一部として利用されました。

市谷工場は1990年代まで雑誌や書籍の一大製造拠点でした。現在、大日本印刷は幅広い分野で製品・サービスを提供していますが、それらはすべては印刷技術を応用しており、その原点は、出版印刷にあると言えます。

2000年代、工場再整備の一環で、市谷工場で稼動していた大型機械は郊外の工場に移設することになりました。市谷地区では緑地帯「市谷の杜」を整備するとともに、この建物を「活字と本づくり」を象徴する施設としてリストアし、社外に公開することにしました。

「市谷の杜 本と活字館」で、印刷の美しさと奥深さ、そして楽しさを体感していただければ幸いです。

大日本印刷株式会社





目次

- 4 施設紹介
- 8 「時計台」復元の歩み
- 12 本づくりの流れ
- 15 大日本印刷がつくった本や雑誌
- 16 館内地図

「市谷の杜 本と活字館」のテーマは、
印刷の原点である活版印刷と本づくり。
見て、学んで、体験できるリアルファクトリーです。

一階

印刷所



かつての印刷工場の風景を一部再現した「印刷所」。文字の原図を描くところから、活字の「母型」を彫り、活字を鋳造し、版を組んで印刷・製本するまでの一連の作業を見ることができます。

活字の棚(ウマ)がずらりと並ぶ「印刷所」では、毎日、職人が活字

を拾い、印刷機を回します。今ではなかなか見られない活版印刷の作業風景です。

通路を奥に進むと、活字を拾う「文選」の疑似体験ができるタッチパネルシステムや、印刷・製本に使う道具類を解説するディスプレイシステムがあります。

地階

記録室



喫茶



来館者ののどを潤すカフェスタンド。コーヒーや紅茶のほか、季節のオリジナルドリンクを提供しています。

飲み物を受け取ったら、中庭や地階の記録室、二階の活字ベンチなどで、風景を楽しみながら、また、印刷機の回る音を聞きながら、ご休憩ください。

焼き菓子などのおやつも提供しています。



地階では大日本印刷の歴史や当館の昔の写真のほか、当館の建物復元に関するコンテンツを公開しています。

一階「印刷所」のシンボルとなっている平台印刷機の復元過程や当館建物が「曳家」工法で復元される様子もタイムラプス動画で記録されています。

床下には松の杭を展示しています。大正時代の創建時からこの建物を支えていた約800本の基礎杭のうちの1本です。

二階

制作室



印刷や本づくりの体験ができる場所です。卓上活版印刷機やリソグラフ、レーザーカッターなどの機器を利用してオリジナルの印刷物を作るイベントや、しおりの活版印刷など、初心者でも気軽に楽しめる体験

コースを用意しています。

また、専門クリエイターを招いてのワークショップやトークショーなど、印刷や本づくりに関する知識を深められるイベントも開催しています。



展示室



階段を上った正面では、活字や活版印刷、本づくりに関する企画展を開催しています。

あまり知られていない、活字や書体、印刷や製本など、さまざまなテーマで、印刷技術の奥深さについて紹介しています。

展示の内容や開催期間については、当館のウェブサイトでご確認ください。

購買



印刷・製本・タイポグラフィ関連の雑誌や書籍のほか、活版印刷や特殊印刷・加工で作られた「紙モノ」雑貨商品を販売しています。

職人が使う製本道具や花布（はなぎれ）、スピンなどを取り揃えており、自宅で本格的な本づくりを楽しむこともできます。



大正時代に建てられた市谷工場の営業所棟、「時計台」。
大日本印刷の表玄関の役割を果たしていました。
歴史的な建物の保存のため、修復・復元を行いました。

市谷工場の象徴、時計台

1926（大正15）年に竣工した市谷工場の営業所棟（通称「時計台」）には、当初、役員室などの本社機能と営業部門が置かれていました。

1952（昭和27）年には3階が増築され、時計台は2016（平成28）年までオフィスとして利用されました。

市谷工場整備計画の一環として建築当時の姿に戻して活用することが決まり、修復・復元プロジェクトがスタートしました。

建築物としての評価

株式会社久米設計および居住技術研究所による建物調査では、次のような史的価値が評価されました。

- ・印刷業の発展を示す産業施設である
- ・分離派（セセッション）の作風がよく表れており、当時の建築意匠の特徴を有する
- ・重要文化財三河島污水処分場唧筒場を生み出した土居松市と宮内初太郎の作品である
- ・鉄筋コンクリート研究第一人者による構造設計である

曳家工事

時計台の復元工事に際しては多くの課題を解決する必要がありました。

特に外壁の色の選定には多くの時間と労力がかけられました。

もっとも大がかりだったのは、工



曳家工事

事に「曳家」の工法を用いた点でした。建物全体を一旦持ち上げて水平に40m動かし、地盤の嵩上げ・拡張と免震基礎工事を行いました。最終的には元の位置から北西へ約10m、上方に約3.2m、建物を移動しました。

時計・社名看板・社章の復元

建物の象徴である時計の文字盤や、正面玄関上に掲げた「大日本印刷株

式會社」の社名看板と社章は、当時の写真などを参考にして慎重に復元しました。

いずれも合同会社おりぜの協力を得てデータ化し、施工しました。大日本印刷発足時の姿を忠実に再現しました。

印刷機の解体・修理・復元

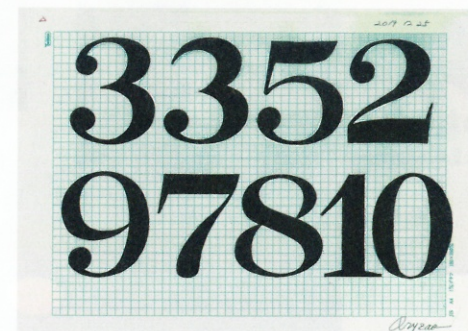
館内で“動く印刷機”を展示する方針が決定し、昭和初期に使われていた平台活版印刷機を復元するためのプロジェクトが始動しました。印刷機の設計・開発を行う大日本印刷生産総合研究所と、機械メンテナンスの専門集団DNPエンジニアリングが、印刷機の解体・修理・復元を担当しました。



市谷工場正門(1940年)



再開発工事前の時計台(2015年)



時計盤の数字のスケッチ



活版印刷で本をつくる流れを、
6つの工程に分けて紹介。
どの作業にも職人の技が生きています。

一、作字

1文字ずつ
原図を描いて
「型」をつくります。



まず、文字をつくります。手描きで活字の元になる「原図」をデザインし、それに基づいて、活字を鋳造する型となる「母型」を機械で彫刻します。母型は、書体ごと、文字サイズごとに用意します。

母型のない、普段使わない文字が必要になった時は、新たに作字します。

大日本印刷の市谷工場では、さまざまな出版物を印刷するために、約30万本の母型を保有していました。

二、鋳造

1文字ずつ
型に金属を流し込んで
「活字」をつくります。

文字の型である母型に、溶けた鉛合金(鉛・錫・アンチモンの合金)を流し込み、金属活字をつくる工程が「鋳造」です。

活字はそのまま印刷の版の構成要素となるため、高さが均一であることが必須です。高すぎると文字がつぶれ、高さが足りないとインキが付かず、かすれや文字抜けの原因となります。鋳造は良質な印刷物をつくるうえで重要な工程で、精度の高い仕事が要求されます。



三、文選

1文字ずつ
活字を拾って
文章をつくります。



原稿に合わせて活字を拾う工程が「文選」です。

鋳造された活字は使用頻度ごとに区分され、文字種や部首に従って棚(ウマ)に配列されます。頻繁に使う表現や熟語は2、3字まとめて配列することもあります。

職人1人の使う範囲は、平仮名・片仮名と、使用頻度の高い漢字約2,500字です。文選の職人は活字の配置を記憶しており、原稿を読みながら素早く拾うことができます。

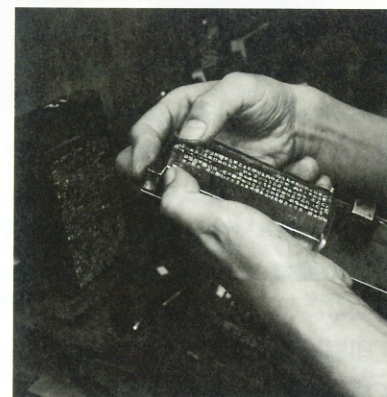
四、植字

拾った活字を
ページの形へと
組み上げます。

拾った活字を、印刷の版へと仕上げる作業が「植字」です。

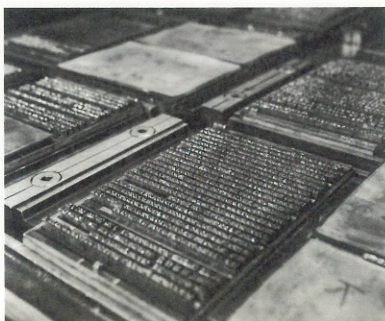
指定されたページの大きさ、行数、文字数、写真や挿絵の入る位置などを踏まえて、ページの形に整えます。

活版印刷では、印刷すると余白になる行間や文字間も、すべて金属で埋めつくします。版の実物を見ると、その細かさがよくわかります。



五、印刷

版を機械にセットし、インキを付けて紙に刷ります。



版が完成したら、印刷します。校了した版を8ページや16ページなどの単位で印刷機に組み付けます。

活字の高さに不揃いな部分があれば、薄い紙などを印刷機の胴に貼り重ねて、適切な印圧になるよう調整します。読みやすい本をつくるには、印刷工程での丁寧な調整が欠かせません。

印刷終了後は版のインキを落とし、活字をばらします。「解版」です。

六、製本

印刷した紙を折り、重ねて綴じて、本の形状に加工します。

印刷された大きな紙を折り、重ねて、立体的な本の形状に仕上げます。

製本にはさまざまな手法があります。厚紙の表紙でくるむ「上製本」と、柔らかい表紙の「並製本」。背が丸みを帯びている「丸背」と、角張っている「角背」。綴じ方も、糸でかがるもの、糊づけするもの、ホチキス留めのものなどがあります。

流通や耐久性などの条件を考慮して最適な本の形状を決定し、加工します。



大日本印刷がつくった本や雑誌

大日本印刷市谷工場では100年以上前から膨大な数の本や雑誌をつくってきました。その中には歴史に残る本や、時代を象徴する雑誌なども含まれています。特にスピードが求められる週刊誌の大量発行には、都心の大規模な印刷工場が重要な役割を果たしました。



ホトトギス
百号八巻七号、1905年、
ほととぎす発行所

1897(明治30)年に創刊、120年以上にわたり出版を続けている俳句雑誌。当時大学講師だった夏目漱石が「吾輩は猫である」「坊っちゃん」を発表したことで知られています。



キング
創刊号、1925年、
大日本雄弁会講談社

日本で初めて発行部数100万部を超えた大衆雑誌。立身出世物語や道徳的訓話など、バラエティ豊かな読み物を手軽に楽しめる編集方針は、多くの読者を引きつけました。



広辞苑
初版、1955年、
岩波書店

小さい文字を再現するため、一回り大きい活字で版を組み、その清刷りから縮小してオフセット印刷を行いました。初版から最新版まで、大日本印刷の書体「秀英体」が使われています。



日米会話手帳
1945年、科学教材社

誠文堂新光社の小川菊松社長(当時)が終戦の玉音放送を聞き、上京する汽車の中で発案したという英会話指南書。英会話79例を掲載した小冊子で、3カ月で360万部を売り上げました。



週刊新潮
創刊号、1956年、新潮社

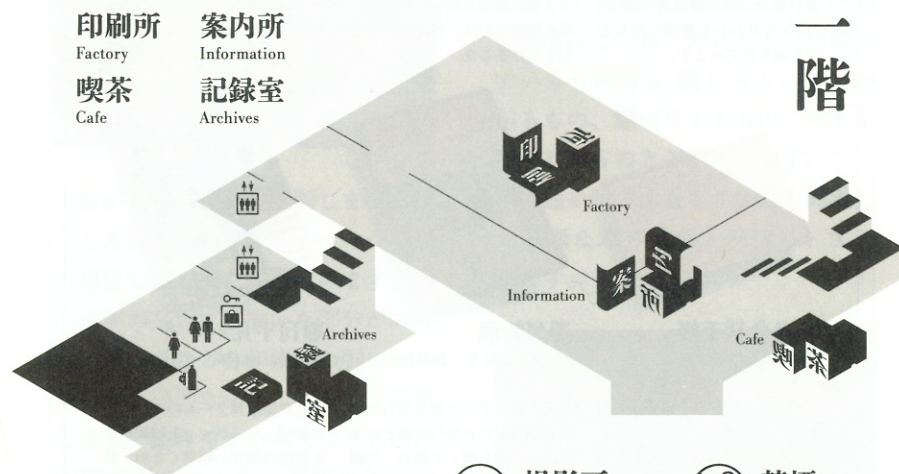
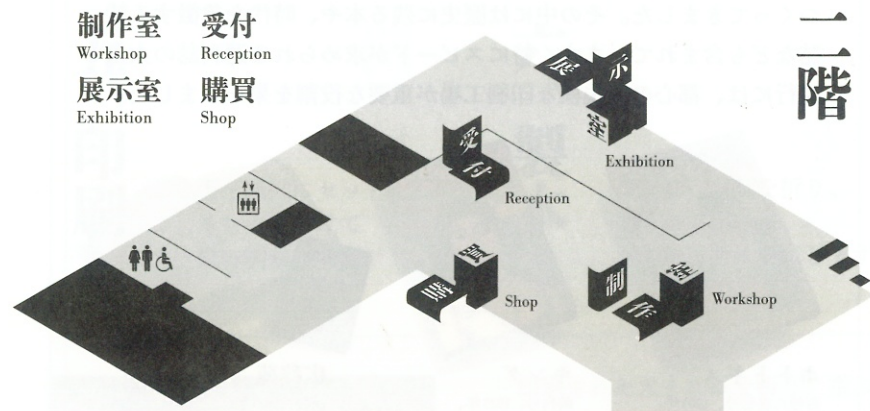
週刊誌は十分な製造能力を持つ新聞社だけが発行可能という当時の常識を覆して創刊。印刷会社が製造体制を強化したことで、出版社の週刊誌発行が可能になりました。



週刊平凡パンチ
創刊号、1964年、平凡出版

週刊誌創刊ブームの流れの中で創刊。ターゲットを明確にした雑誌の創刊が相次ぐなか、特にファッションブルな成年男子を引きつけ、カルチャー雑誌の草分けとなりました。

館内地図



地階



市谷の杜 本と活字館
Ichigaya Letterpress Factory

住所 162-8001 東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1
大日本印刷内
電話 03-6386-0555
開館 10時～18時
休館 月・火(祝日の場合開館)
入場無料

Address Dai Nippon Printing Co., Ltd.
1-1-1, Ichigaya-Kagacho,
Shinjuku-ku, Tokyo, 162-8001
Tel 03-6386-0555
Open 10:00-18:00
Close On Mondays and Tuesdays
(Open on national holidays)
Admission free

<https://ichigaya-letterpress.jp>

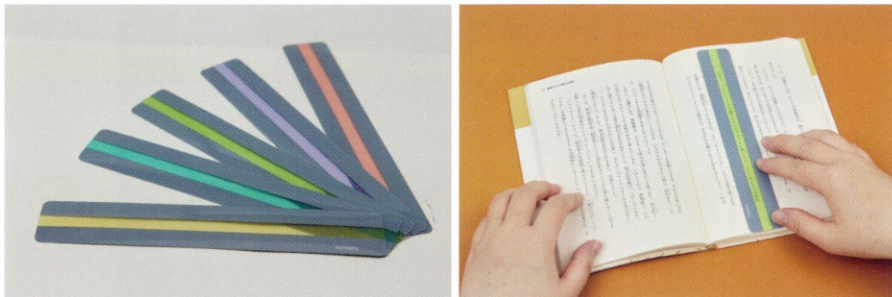
デザイン 日本デザインセンター
色部デザイン研究所
(色部義昭 + 荒井胤海 + 本多万智)
印刷 市谷の杜 本と活字館
発行日 2024年9月1日

読みやすさをつくる道具

※リーディングトラッカーまたはリーディングルーラーといいます。

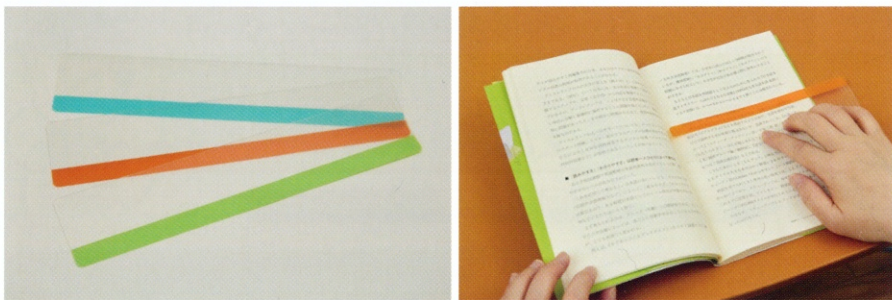
●読む行の両端の行を隠すタイプ

リーディングトラッカー（キハラ）



●読む行のつぎの行にカラーラインを当て、読む行をわかりやすくするタイプ

楽よみ！しおり（できるびより）



自分の目に合った色のカラーフィルターをかぶせると、読みやすくなる人もいます。



バリアフリー図書の



森へようこそ！



公益財団法人 文字・活字文化推進機構
<https://www.mojikatsuji.or.jp/>



文字・活字文化推進機構は、「子どもの読書活動推進法」と「文字・活字文化振興法」を具現化する団体です。この機構は、日本語を深く理解し、表現力や思考力、情報分析力や構想力を持った人づくりを目指すことで、言語力豊かな国民生活と創造的な国の実現に向けた活動を展開します。

「バリアフリー図書」

って知っていますか？

最近、公共図書館や学校図書館などに、「バリアフリー図書」のコーナーが増えてきました。

バリアフリー図書とは、「読める・読みやすい」、「わかる・わかりやすい」を必要とする読者の特性やニーズを意識して作られた本のことです。

図書館や教室などに、さまざまな種類のバリアフリー図書を蔵書することで、子どもたちが「読める・読みやすい」「わかる・わかりやすい」体験をすることができます！



「読める・読みやすい」
「わかる・わかりやすい」って？

読書の方法として「読みやすさ」「わかりやすさ」に関するポイントがいくつかあります。



- 文章を音声で読み上げてそれを聴く
- 点字をさわって読む
- 布で作られた絵本を見てさわって楽しむ
- 手話で表現された動画を見る
- 文字サイズや書体（フォント）を見やすく調節して読む
- やさしく書かれた文章を読む

「バリアフリー図書」には
どんな種類の本がありますか？



1

点字つき
さわる絵本

4ページ

2

布の絵本

6ページ

3

大きな
文字の本

8ページ

4

わかりやすい本
(LLブック)

10ページ

5

オーディオ
ブック

12ページ

6

手話DVD

13ページ

7

マルチメディア
DAISY図書

14ページ

8

読みやすさを
つくる道具

16ページ

点字つき さわる絵本



点字というのは、いまから200年ほど前にフランスの盲学校の生徒だったルイ・ブライユが考えた6つの凸点（浮き出した点）の組み合わせで文字を表すしくみです。最初はアルファベットや数字だけでしたが、1890年に、日本でも五十音に対応するしくみが決められました。



もともと点字つきさわる絵本は、ボランティアの人たちによって手づくりで作られてきましたが、2002年に出版社、印刷会社、作家が集まり、「点字つき絵本の出版と普及を考える会」が発足。いまでは、さまざまな点字つきさわる絵本が出版されるようになりました。

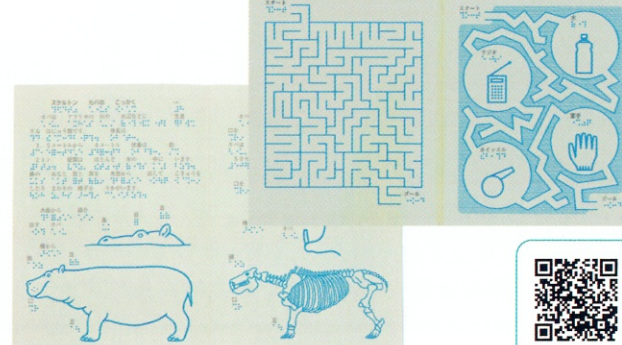
点字つき絵本・さわる絵本リスト

絵本名	著者	出版社	点字つき絵本・関連本リスト
ぐりとぐら	宮西达也	福音館書店	ぐりとぐら (点字つき)
お母さん、お父さん	宮西达也	福音館書店	お母さん、お父さん (点字つき)
おとぎの国	宮西达也	福音館書店	おとぎの国 (点字つき)
おとぎの国	宮西达也	福音館書店	おとぎの国 (点字つき)
おとぎの国	宮西达也	福音館書店	おとぎの国 (点字つき)
おとぎの国	宮西达也	福音館書店	おとぎの国 (点字つき)
おとぎの国	宮西达也	福音館書店	おとぎの国 (点字つき)
おとぎの国	宮西达也	福音館書店	おとぎの国 (点字つき)
おとぎの国	宮西达也	福音館書店	おとぎの国 (点字つき)
おとぎの国	宮西达也	福音館書店	おとぎの国 (点字つき)



手で見る学習絵本「テルミ」

日本児童教育振興財団では、1983年から「テルミ」という学習絵本の出版（2か月に1回発行）を続けています。子どもたちが手でふれる（さわる）ことが比較的むずかしい、雲や星、さまざまな魚や鳥、植物、新幹線や車、ロケットといった乗り物の「かたち」を触察できます。毎号「めいろ」が掲載されていて、みんなで一緒に楽しめます。



布の絵本

これは「むし」という
布の絵本です。
中を見てみましょう。



下げると...



あっ、ファスナーが
ついている!

木の中にクワガタが
かくれていたよ。



布の絵本は、紙ではなく、フェルト生地などを
使って作られています。そして、いろいろな
しかけが工夫されているのが特長です。



もともとイギリスやアメリカでクワイエットブック (Quiet Book)、ビジー
ブック (Busy Book) と呼ばれ、幼児向けの知育玩具として古くから普及して
いました。日本では、北海道札幌市にある「ふきのとう文庫」が布の絵本の
製作をはじめ、やがて全国に製作ボランティアグループが増えていきました。

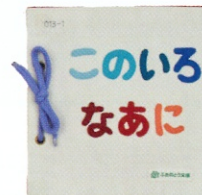
さまざまなタイプの布の絵本



くっつけたり、はずしたり、
ボタンをはめたり、ひもを結んだり、
手指を使って楽しむタイプ



昔話、物語などを
楽しむタイプ



色、形、数などとふれあうタイプ

ふきのとう文庫の
布の絵本については...



いっ ばん ほん
一般の本



拡大 かく
だい



わかりやすい本 (LLブック)



『ホテルの仕事 光さんの1日』埼玉福祉会



写真と文章の下に
アイコンみたいな
のがついているね。



内容と関係している
みたいだね。



これは「ピクトグラム」とって、
文章が理解できない・理解しづらい人が、内容
を簡単に理解しやすいようにつけられています。



「わかりやすい本 (LLブック)」は、もともとスウェーデンで1960年代に、
障害のある人や外国ルーツの人なども理解しやすい本として作られるよう
になりました。

※LLブックのLLとは、スウェーデン語の「Lättläst」(わかりやすい)の略です。

LLブックは、読者のさまざまなニーズにあわせて、おもにつぎの3つのパターンの
本が作られています。

文字がほとんどない本

『仲間といっしょに』
樹村房

7



タナシの笑顔



簡単な文章とピクトグラムを使っている本



『わたしのおべんとう』埼玉福祉会



できるだけわかりやすい文章とたくさんの写真を使っている本



『キラリさんの病気やケガのときはどうするの?』国土社



オーディオブック

音で聴く読書

オーディオブックには、一人のナレーターがアナウンスしているものと、複数の声優さんがドラマ風に作られているものがあります。つぎのQRコードをスマートフォンで読み取って、聞き比べてみよう。



audiobook.jpで
サンプル音声
が聴けます。↓



『バツタを倒しにアフリカへ』
前野ウルト浩太郎・著 光文社

ナレーター：海老沢潮
再生時間：10時間47分46秒



audiobook.jpで
サンプル音声
が聴けます。↓



『かがみの孤城』辻村深月・著 ポプラ社

ナレーター：花守ゆみり、東山奈央、島崎信長、伊藤かな恵、
小林裕介、西山宏太朗、大和田仁美、堀江瞬、豊口めぐみ、
千本木彩花、田澤茉純、幸村恵理、高木朋弥、亀山雄慈、
小田果林、喜多田悠、瀬戸歩、進藤亜由美
再生時間：19時間6分47秒



アナウンスで聴くと、
文字で読むより読み
方がわかって理解し
やすいかな。

私はドラマ風のほうが、
物語の世界にすーっと
入っていて、イメージ
しやすいです。



ヨーロッパやアメリカでは、もともとオーディオブックが普及していましたが、日本では視覚障害者向けの音訳図書以外、普及してきませんでした。

インターネットや定額制サービス（サブスクリプション）の普及によって、最近利用者が増えてきました。

手話DVD



『DVD手話で楽しむ絵本』 協成社



手話で「絵本」を楽しめるDVDもあるんだね。

私は手話を使えないけど、知っている
内容なので、楽しめました。



『DVD手話で楽しむ絵本』は、手話の動画を見るだけではなく、
音声による読み聞かせや、字幕もついているので、さまざまな
立場の人が一緒に楽しめる工夫がされています。



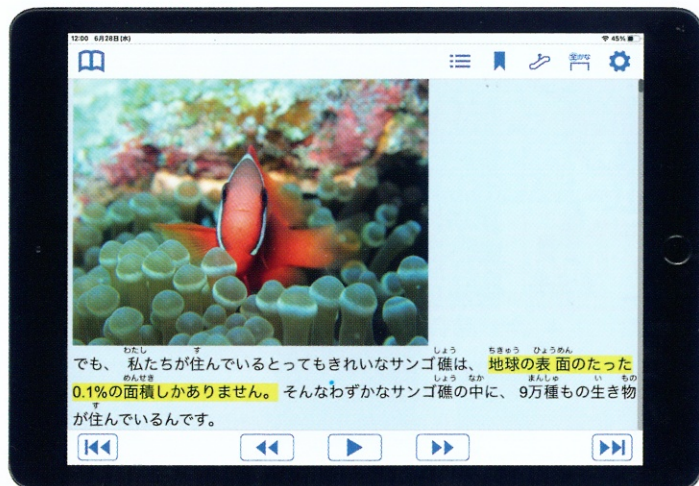
生まれつき、あるいは幼い頃から聴覚に障害があり、手話という言葉をもつて母語にしている人のことを「ろう者」といいます。

「ろう者」にとって、手話を使った読書の可能性はこれからますます広がって
いきますが、まだそういった映像メディアは
出版されている点数が少ないのが現状です。

DVD手話で楽しむ
絵本については…



マルチメディア DAISY図書



わいわい文庫2023 ver.BLUE『海の中をのぞいてみよう9』林俊明・文と写真



マルチメディアDAISY図書は、画面に絵や文字を表示しながら、同時に音声も再生できるタイプのデジタル書籍です。



音で読み上げているところが、カラオケのようにハイライト表示されているね。色がついて、どこを読んでいるかわかる!!

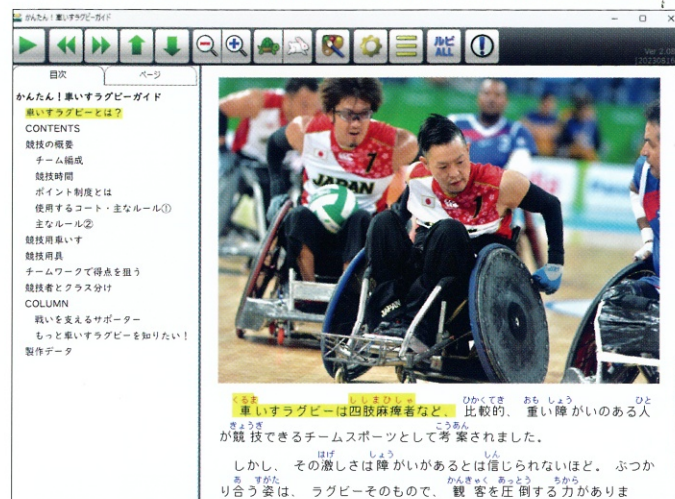
デジタル書籍だから、文字サイズや配色を変更することもできるんだ!



DAISYとは、Digital Accessible Information System (アクセシブルな情報システム) の略です。

マルチメディアDAISY図書は、さまざまな立場の人がアクセスしやすいように編集されています。

わいわい文庫 (公益財団法人伊藤忠記念財団)



わいわい文庫2021 ver.BLUE『かんたん! 車いすラグビーガイド』公益財団法人日本パラスポーツ協会

デージー子どもゆめ文庫 (日本障害者リハビリテーション協会)



『ごん狐』新美南吉・作

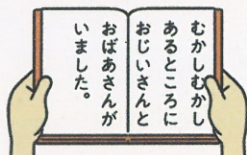
読書のカタチを選ぶ「読書バリアフリー法」



図書館で利用できるさまざまな本

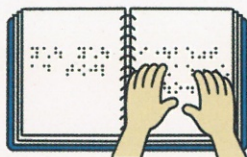
大活字本

目の見えにくい方にも読みやすいように、
大きな文字で書かれています。



点字図書

点字に翻訳（点訳）された本です。点を使って
図や絵を表したものを「点図」といいます。
点字と点図を透明なシートに打って、
絵本に貼った「点訳絵本」もあります。



LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。
ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って
理解を助けています。



布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、
触って絵の形が分かるようになっています。
ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、
楽しみながら読むことができます。



DAISY※2

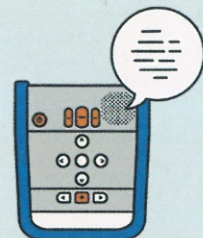
※2 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称です

デジタル録音図書の国際標準規格です。

目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。

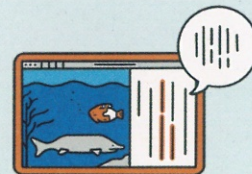
音声DAISY

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたものです。
図や写真の説明も入っています。
目次やページ情報が収録されているので、
本をめくるように読むことができます。
音声の速さも変えることができます。



マルチメディアDAISY

文字や画像をハイライトしながら、
その部分の音声と一緒に読むことができます。
パソコンやタブレットなどを使って再生します。
文字の大きさや背景の色も変えることができます。



電子書籍

目の見えにくい方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・
専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・
色・フォント・背景の色を変えることができます。
内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えています。

図書館で利用できるサービス

公立図書館

貸出・郵送サービス

さまざまな種類の本の貸出を行っています。
点字・録音図書や雑誌は、一部の障害者に無料で郵送
できます。本を自宅に郵送してくれる図書館もあります。



対面朗読サービス

図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。
短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。



機器の利用

読書を支援する機器を利用できる図書館もあります。
機器の使い方も教えてくれます。

- 文字を拡大して表示する「拡大読書器」
- 音声DAISYなどを再生するための「DAISY再生機」



点字図書館

図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた
相談も受け付けています。福祉サービスや施設の紹介、視覚障害者用
機器の使用法の説明などです。蔵書にない印刷物の録音・点訳、
対面朗読サービス、点訳・音訳をする人の養成も行っています。

インターネットによるサービス



目の見えない方・見えにくい方、
活字の図書を読むのが難しい方が、
無料で利用できるサービスです。

サピエ図書館

sapie.or.jp/

☎06-6441-1078



インターネット上の電子図書館です。30万タイトル以上の
録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、
読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することも
できます。国立国会図書館（視覚障害者等用データ送信サービス）の
データも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

利用方法

- 利用には申し込み手続きが必要です
- サピエ図書館に登録している図書館で利用することもできます
- お近くの点字図書館・公共図書館か、サピエ事務局へお問い合わせください

国立国会図書館

視覚障害者等用データ送信サービス

[ndl.go.jp/jp/
support/send.html](http://ndl.go.jp/jp/support/send.html)

☎0774-98-1458



国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した
約3万点のDAISY・テキストデータ・点字データなどを、
インターネット経由で利用できます。

どんなことが変わる？

図書館の本も、書店で販売される本も、一層利用しやすい形式になっていきます。ぜひ、図書館の本やサービスを利用してみてください。

紙の本

点字の本のほか、文字の大きさやフォントを変えて読みやすくした本が入手しやすくなります。

デジタルの本

パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、さまざまな便利な機能により、自分に合った方法で読める本が増えます。

- 文字の大きさや色を変える
- 漢字にふりがなを付ける
- 内容を音声で読み上げる
- スイッチを使ってページをめくる

読みが困難な人も利用できる

藤堂 栄子さん（認定NPO法人 エッジ 会長）

発達障害で読みにくさがあるディスレクシアの人は、紙と文字だけではなくいろいろな媒体から情報を得ることを望んでいます。文字は入り口ですが、その先にある内容に触れ、特に今はやりの雑誌や小説、世界のニュースなどを幅広く気兼ねなく利用して自分のものとしていきたいのです。

ぼくに、わたしに合った読み方、教えてくれる図書館！！

見形 信子さん（認定NPO法人 DPI日本会議）

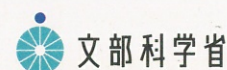
世の中にはわからないこと、不思議なことがたくさんあります。どうして？もっと知りたいなーに伝えてくれる。図書館は情報のテーマパークです！！
図書館では本がしゃべり、音楽みたいに聞き、触り、読むことができます。私たちの目と耳と手、いろんな読書の方法が選べます。さあ、まちの図書館に行って体験してみましょう！！

最寄りの図書館から、新たな読書スタイルを、新たな本の発見を

三宅 隆さん（社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 情報部長）

「読書バリアフリー法」が目指す社会を実現することにより、読書することをあきらめていた人、別の方法で読書することを知らなかった人にとって、新たな読書スタイルを確立することができます。そして、国内・海外のアクセシブルな図書が利用できることで、生活の質を上げ、社会参加につながると期待されます。

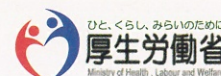
お問い合わせ先（本リーフレットの電子版もダウンロードできます）



文部科学省



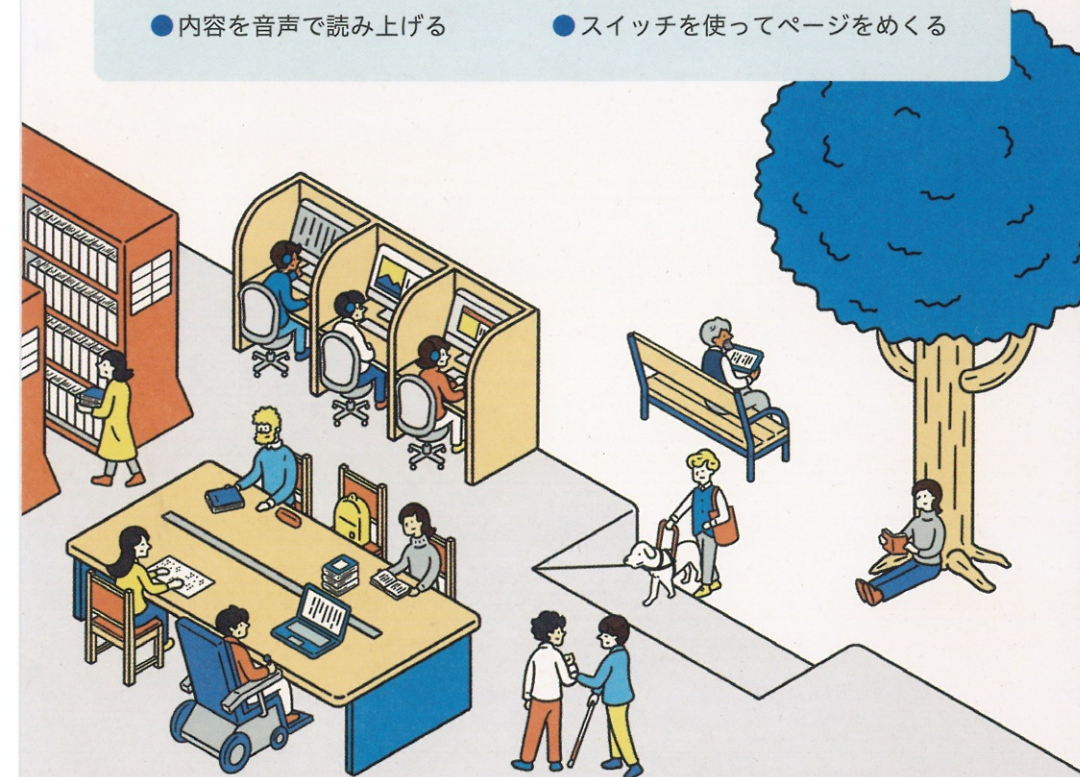
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室／地域学習推進課図書館・学校図書館振興室
mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室
mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sanka/bunka_00003.html



読書の バリアフリー

Q & A



誰でも読める環境づくり

公益財団法人文字・活字文化推進機構

発刊にあたって

公益財団法人文字・活字文化推進機構
理事長 肥田美代子

視覚障害者たちのほぼ20年にわたる「本を読む自由」を求める闘いは、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の成立という成果を得た。施行されたのは、2019年6月28日だった。

この法律の背景には、「本をもっと自由に読みたい」という視覚障害者の知的欲求の高まりがあった。貧困な読書環境のせいで、障害者の多くは、長く知的欲求を満たすことができない状況に置かれていた。

読書は、平安時代このかた、日本人の娯楽であり続けた。それから千余年、障害者は読書という娯楽から遠ざけられてきたのである。失われた歳月をとりもどすことはできないけれど、障害者が自主的に読書活動に参加できる制度や政策を整えることは、これからの社会の責務であり、読書バリアフリー法はその出発点といえるだろう。

日本弱視者ネットワークは、長い間、文部科学省へ「拡大教科書の無償化」を働きかけてきた。弱視の子どもの教科用図書や点字用教科書は、公表された著作物を掲載したり、点字に複製したりすることができる。しかし、拡大教科書は著作者の許諾が取れないため、本文やさし絵、写真を削除しなければならなかった。

私が、著作権法改正について衆議院決算委員会で初質問したのは、2002年4月。文科省は当初慎重な姿勢だったが、国会審議の過程で文化庁に著作権法改正を要望するに至った。改正著作権法が施行されたのは2004年1月。教科書に掲載された著作物は、文字・図形を拡大して、弱視の児童・生徒の学習用に複製することが可能となった。弱視の子どもの声が政府と世論を動かしたのである。

著作権法改正は、読書バリアフリー法制定へとつながった。国際社会の後押しも大きかった。「障害者の権利に関する条約」（2006年）、「マラケシュ条約」（2013年）が採択され、障害者が文化的な作品や著作物を利用する権利が確立されたのである。

読書バリアフリー法は、すべての障害者が文字・活字文化を享受できる社会の創造に向けた一歩に過ぎない。その具体化のためには行政、教育現場、図書館界、新聞界、出版界など社会の理解が必要である。その架け橋として、このパンフレットの普及に努めたいと思う。

需要と供給をつなぐ

筑波大学附属視覚特別支援学校教諭
日本弱視者ネットワーク
宇野 和博

現在の私の視力は光がわかる程度なので、活字を目で読むことはできない。だから指で点字を読んだり、耳で録音図書を聞いている。でも、実は私は大人になるまでは普通に目が見えていたので、子どもの頃は勉強でも受験でもマンガを読むにしても何一つ不自由はなかった。

ところが盲学校の教壇に立って初めて弱視の子どもたちが教科書を読むことにさえ苦労している実態を知った。日本社会では、学習の積み重ねの上に受験があり、それを突破しなければ進学も就職もままならない。勉強がむずかしいのなら仕方がない。しかし、活字が読めないがゆえに人生が切りひられないのは何かおかしい。

当時衆議院議員だった肥田美代子理事長との運命的な出会いもあり、拡大教科書運動は結実した。その過程で、拡大教科書が一部のディスレクシアや車いすの子どもたちにも有効であることも知った。また、学習には教科書だけでなく、参考書や問題集も必要だと気づいた。それならすべての本を障害の有無に関わらず読めるようにしていくことが必要なのではないか。こうして読書バリアフリー法を求める運動がスタートした。

運動の中でも多くのことを学ばせてもらった。マラケシュ条約には、さまざまな障害者の読書困難について教えてもらった。上肢障害の女性からは、介助者に本のページをめくってもらおうよう頼んでいたが、だんだん面倒になり、結局本を読まなくなってしまったという話も聞いた。全盲の大学教員からは、読みたい専門書がすぐに読めないから研究をあきらめてしまったという体験談もあった。

全盲の女子高生からは世間の女の子と同じようにファッション誌を読みたいという希望もあった。このような声に耳を傾けると、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に読書とは、「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と定義されているのが心底うなずける。

今日「ダイバーシティ」とか「インクルーシブ」という言葉をよく聞く。情報化社会の中で読書を考える時、「多様性」を「^{ほうかつ}包括」するということはどういうことなのだろうか。私はこれからも読書に困難のある人の小さな声を国や著作者、出版社、図書館に届けていきたい。そして、同じ21世紀を生きる仲間として今までつながっていなかった需要と供給をつなげていきたい。

Q.

1

読書のバリアとは、どういうことですか？

A

「バリア」ということばを聞くと、街のなかにある物理的な段差などを思い浮かべるかも知れません。では、読書のバリアとは、どんなことなのでしょう。

一般的に、本や雑誌などの出版物は、文字や活字、さし絵などがインクなどで紙面に印刷され、それが綴じられたものです。通常は本を持ってページをめくりながら、活字を目（視覚）で読み取り、頭の中で認識することで、著者の書いた文章などが読者に伝わっていきます。

しかし、たとえば「目が見えない」という障害がある場合、平面的な活字を読むことができませんので、情報を受け取ることがうまくできません。

同じように、手が不自由な人は本を持って開くことができませんので、本の中の情報にアクセスできません。これが読書のバリア（障壁）ということです。

Q.

2

読書が困難な人とは、どういう人のことですか？ 読書が困難な人は、どのくらいいるのですか？

A

読書するのにむずかしさを感じる人という、やはり視覚に障害のある人を思い浮かべる人が多いと思います。視覚に障害のある人は、国内に約31万2千人（うち点字が読める人は約3万9千人）います。

正確な人数は把握されていませんが、ディスレクシアとよばれる文字の読み書きに困難のある発達障害のある人も、読書に困難があります。

本を持ち続けたり、ページをめくるのがむずかしい上肢障害のある人は、約67万5千人いますが、読書に障害があることが法的に認められたのは2018年とつい最近です。左右の目の焦点が合わせられないとか、瞼が下がってきってしまうなどの眼球使用困難症の人も読書がむずかしいです。寝たきりの人などを含めると、読書に障害のある人の総数は数百万人に及ぶと推定できます。

Q.

3

読書が困難な人が「読める」本・「読みやすい」本には、どんなものがありますか。

A

読書に困難のある人のニーズはそれぞれ異なりますので、まずは、その人にあったバリアフリー図書を利用する方法があります。

点字で読みたい人には、「点字の本」、弱視者や加齢により視力の低下した高齢者など、大きな文字で読みたい人には、「大きな文字の本」、文字ではなく、音声で聞きたい人には、「オーディオブック」や「音訳図書」が有効です。

「電子図書」を使えば、画面上で文字を大きくしたり、色を変えて読書することも可能です。知的障害のある人や日本語を母語としていない人などを対象に、内容をやさしく、わかりやすく書き換えた「LLブック（わかりやすい本）」も知られています。

手でさわってお話を楽しむことができる「さわる絵本」もありますし、赤ちゃんが噛んでも大丈夫で、遊びと日常の動きを結びつけて学べるよう工夫されている「布の絵本」などもあります。

Q.

4

「バリアフリー図書」は、どれくらいあるのですか？

A

世界盲人連合は、障害者が読書可能な本の数を発展途上国で全体の1%未満、先進国で7%と推計しています。このような状態は「本の飢餓」という言葉にもたとえられています。

国立国会図書館には、これまで国内で出版されたほぼすべての本が納本されていますが、その数は1千万タイトル以上です。

障害のある人が利用可能で、これまで長い歴史のある点字図書や音訳図書は今日までデータとして全国的なネットワーク上に蓄積されていますが、その数は、点字が約22万タイトル、音訳が約12万タイトル、その他は1万タイトル未満という状況です。

とくに読書障害者として認知された歴史の浅いディスレクシア、上肢障害者が必要とするバリアフリー図書を増やしていくことが喫緊の課題といえます。

Q.
5

読書のバリアフリーを推進していくことには、 どんな意義があるのですか？

A

人にとって、読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を育んでいくうえで欠かすことのできないものです。

とくに子どもたちにとっては、絵本や読み物だけでなく、教科書や副読本、参考書、問題集なども、学習や教育を支える知識の源といえます。

また、大学生や学者、医師、弁護士、教員など知的な労働に携わる障害のある人にとって、専門書は研究や学問探求、職務を遂行するのに欠かせません。

つまり障害の有無にかかわらず、すべての人にとって、本は生涯を通して、教養や娯楽を得られるなど、学びや成長、就労、人間性の涵養に必要不可欠なものなのです。

そこで、すべての人が自由に読書ができるような環境（読書バリアフリー）を整えていくことが重要なのです。

Q.
6

どうして読書バリアフリー法という法律が 必要だったのですか？

A

一言で読書環境の整備といっても、本を買う、図書館で借りるなどの方法があり、国や地方公共団体、出版社、図書館、ボランティア団体など多くの関係者の連携が必要です。

また 2013年、国連の専門機関で、世界中の読書障害者の読書環境を整備していこうという趣旨の国際条約「マラケシュ条約」がまとまりました。

この条約採択がきっかけで、国内の障害のある当事者から、もっと好きな本を自由に買ったり、借りたりできるようにしてほしいという声が上がりました。

そして、障害者の読書環境を総合的に整備していこうという機運が高まり、2018年にマラケシュ条約批准とそれに必要な著作権法改正が行われ、翌2019年に読書バリアフリー法が制定されることになりました。

Q.

7

国や地方自治体にはどんなことが求められているのですか？

A

国には、障害者の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務があるとし、障害者団体や関係者の意見を聞き、基本的な方針や施策などを示すための基本計画を定めることが義務づけられました。

また、施策を実施していくための必要な財政措置を講じることにもなっています。自治体には、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、障害者の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、実施する責務があるとし、障害者団体や関係者の意見を聞き、読書環境の整備の推進に関する計画を定める努力義務を課しています。

義務規定ではありませんが、地域住民にもっとも近いのは、自治体が所管する図書館ですので、前向きな取り組みが期待されます。

Q.

8

出版社に期待することは？

A

まずは、バリアフリー図書を製作している団体などへの協力をお願いいたします。

また、読書バリアフリー法 12 条でも求められていますが、印刷前の電子データを有効活用し、アクセシブルな電子書籍として販売していくことについても、大いに期待されます。

アクセシブルな電子データがあれば、障害者個人でも瞬時にほぼ正確に自動点訳したり、スクリーンリーダーで読み上げさせたり、見やすい字体や大きさに拡大することができます。

著作権者も障害の有無にかかわらず、多くの人に自身の著作物を読んでもらいたいと思っているはずですので、すべての国民に本に掲載されている情報が伝えられるような取り組みをお願いします。

Q.

9

地域の公共図書館に期待することは？

A

全国に約3200館ある公共図書館は、地域住民にもっとも近い図書館です。そこでさまざまなバリアフリー図書があることを、全国津々浦々の読書に障害のある人に知ってもらうために、各図書館にバリアフリー図書の紹介コーナーを設置することをお願いいたします。

またサピエや国会図書館のようなネットワークを活用し、読書に障害のある人の需要と、バリアフリー図書などの供給のマッチングを進めていただきたいと思います。

さらに点字図書館（視覚障害者情報提供施設）などとも連携しながら、実際に障害者が自分にあった読書が実現できるようになるまでの支援を実施していただきたいと思います。そのための推進役として、各図書館内に障害者サービスの中心的な役割を担う読書支援コーディネーターのような人を配置し、リードしてってもらうのも一案だと思います。

Q.

10

学校図書館に期待することは？

A

上肢障害や寝たきりの子どもたちが多く在籍する肢体不自由や病弱の特別支援学校には、読書バリアフリー法をはじめ、国内外の読書環境を整備していくための動向を知っていただくとともに、アクセシブルな図書データがたくさんアップロードされている全国的なネットワークにつながっていただきたいと思います。

また、知的障害のある子どもたちが在籍する特別支援学校においても、わかりやすいバリアフリー図書の利用や、アクセシブルな電子図書の活用などが有効です。

ディスレクシアなど学習障害や発達障害のある子どもたちは、地域の通常学級に在籍していることが多いとされていますが、まずはその実態とニーズを把握していただき、点字図書館や公共図書館とも連携し、一人ひとりの子どもに合った読書媒体を紹介してもらいたいと思います。

またすでにバリアフリー化が進んできた教科書だけではなく、副読本、参考書、資料集など学習に不可欠な図書の提供の仕方についても目配りしていただきたいと思います。

コラム

サピエ <https://sapie.or.jp/>

視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対し、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。視覚障害者等の個人会員約1万5千人が直接利用するほか、全国の点字図書館や公共図書館、ボランティア団体、大学図書館など330を超える施設や団体が加盟して、約8万人以上の視覚障害者や情報に障害のある人へのサービスを行っています。

Q.

11

大学図書館に期待することは？

A

たとえば視覚障害のある学生の場合、教科書と指定された専門書を、大学に設置されている障害学生支援室や大学図書館などに持ち込み、テキストデータ化してもらうケースが増えています。

しかしここで製作されたテキストデータは、国立国会図書館のデータベースで共有するしくみがあるにもかかわらず、そのほとんどが各大学に眠っているという現状があります。

障害学生支援室は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令で障害者のための複製が認められる者として位置づけられています。せっかく作成されたアクセシブルなテキストデータは、他大学の障害学生でもすぐに利用できるよう、国立国会図書館のデータベースを活用していただき、点から線、線から面へと全国的な支援の輪を広げていてもらいたいと思います。

Q.

12

外国の図書も取り寄せされるようになったと聞きましたが、それはどういうことですか？

A

マラケシュ条約（6ページ参照）は、世界中の障害者の読書環境を良くしていくことを目的としており、障害者のために製作されたアクセシブルな図書データの国境を越えたやり取りを可能にすることを求めています。

たとえば同じ言語圏であれば、先進国で作成された図書データを発展途上国の障害者も利用できるということになります。2020年3月現在、アメリカ、ヨーロッパ諸国、カナダ、オーストラリアなど90か国以上が条約に批准しています。この趣旨が読書バリアフリー法13条にも書かれていますので、語学学習等のために英語の録音図書を取り寄せることも可能です。ちなみに日本の窓口は、国立国会図書館と全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協）です。学習に不可欠な図書の提供の仕方についても目配りしていただきたいです。

Q.
13

読書を支援する機器があると 聞きましたが、どんなものがあるのですか？

A

これまでおもに視覚に障害のある人を対象にした読書を支援する機器が開発されてきました。たとえば、弱視者や低視力の人には、拡大鏡（ルーペ）や拡大読書器、点字使用者のためには、点字ディスプレイなどが使われています。また、音訳図書で読書したい人のために、視覚障害のある人にとって使い勝手の良い専用のプレーヤーや、パソコンのソフトウェア、スマートフォンなどで使えるアプリもあります。

これらの読書を支援する機器は、視覚障害のある人専用に開発されているため、高価なものが多く、自治体によっては、日常生活用具として公的な補助の対象になっている場合がありますが、身体障害者手帳を取得している必要があったり、等級に制限がある場合もあり、いろいろな問題点も指摘されています。

しかし、ICT技術の進化や、インターネット環境が整備されてきたことにより、文字を読み取り、肉声に近い合成音声で必要なところを自動的に読み上げてくれるさまざまな機器の開発も進んでおり、すでにスキャナ型、眼鏡型、眼鏡のフレームにつける小型機器などが発売されています。

さらに読書バリアフリー法では、読書に障害のある人の利便性を向上するために、AIスピーカーなど先端的な技術に関する研究開発が推進されることになっています。

コラム

読書を支援する道具や機器

読書を支援する道具や機器として、さまざまなタイプのものが知られています。

文字をよく見たい箇所を拡大しながら読書したい

拡大鏡（ルーペ）

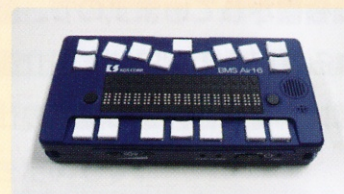


拡大読書器



点字で読書したい

点字ディスプレイ



音声で読書したい

DAISYプレーヤー



Q.
14

「障害」の定義が以前と変わってきたと聞きましたが、それはどういうことですか？

A

国連障害者権利条約が、障害の「医学モデル」から「社会モデル」への転換を提唱したことにより、障害観も変わりつつあります。

医学モデルとは、目が見えないとか、手が不自由であるという個人の機能障害に着目し、何かができないというのは個人の身体的機能に原因があるという考え方です。

一方、社会モデルとは、その原因を個人の医学的な疾患だけでなく、社会が作り出しているバリアとの相互作用によって障害が顕在化するという考え方です。

たとえば、車いすの人が階段しかない駅を利用することはできませんが、エレベーターがあれば、問題なく駅が使えるようになるということです。

Q.
15

共生社会と人権について、教えてください。

A

そもそも人は、見た目も性格も能力も身体的条件もみんな異なります。みんな違って当たり前です。違うから分け隔てたり排除するのではなく、違いを認め合い互いの個性や尊厳を尊重しながら「共に生きる」社会が共生社会です。共生社会を目指すうえで、また多様性を包摂するうえで大切なのは、優しさや思いやりだけでなく、人権という視点から物事を見つめなおすことです。

日本国憲法では、障害の有無にかかわらず幸福追求権、つまりだれにでも夢に向かって幸せを追い求める権利があるとされています。

読書のバリアフリーを推進することは、障害のある人が目標に向かって一生懸命努力する時に保障されるべき教育を受ける権利や知る権利を保障し、幸福追求権や法の下での平等を実現することとも言えるのです。

さまざまなバリアフリー図書

読書バリアフリーに配慮した各種バリアフリー図書が出版され、一部の図書館では蔵書され、貸し出されています。

図書館に設置されているバリアフリー図書の棚

バリアフリー図書は、日ごろ読書にバリアを感じている読者の特性やニーズにあわせて、五感を活用したり、デジタルを活用することによって、「読みやすさ」や「わかりやすさ」を実現することができます。



公共図書館の例
(埼玉県川越市立西図書館)



公共図書館児童書コーナーの例
(愛知県図書館)



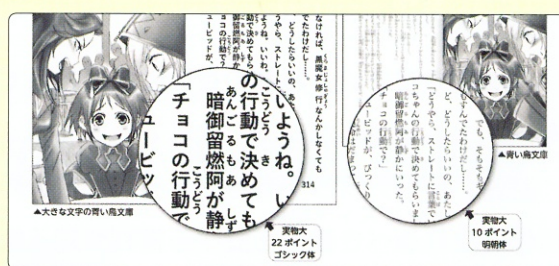
点字図書館の例
(オーテピア高知声と点字の図書館)

おもに視覚を活用する図書



書見台を使い、大きな文字の図書を読んでいる読者

●大きな文字の図書



おもに聴覚を活用する図書

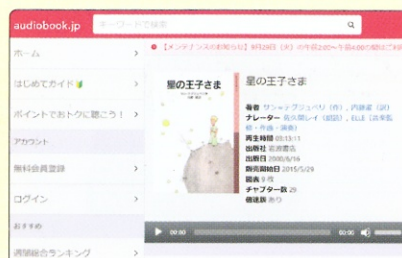


DAISYプレイヤーで音訳図書を聴いている読者

●音訳図書



●オーディオブック



おもに触覚を活用する図書

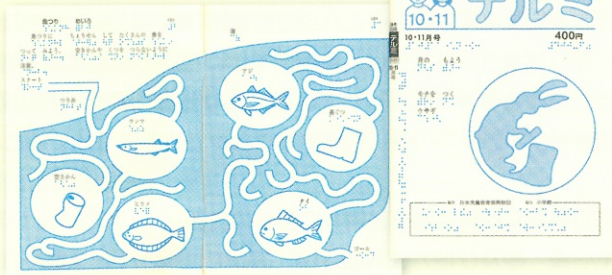


点字図書を読んでいる読者

●点字つきさわる絵本・図鑑



●布の絵本



わかりやすい図書(LLブック)

●LLブック



アクセシブルな デジタル図書 (DAISY図書など)



マルチメディアDAISY図書を読んでいる読者

●マルチメディアDAISY図書



読書バリアフリー法（抜粋）

〈視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〉

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/19820190628049.htm

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

- 第九条** 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

- 第十一条** 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

- 第十七条** 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（2019年6月28日施行）

読書バリアフリー基本計画（概要）

◎本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

◎基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

◎施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援・端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技术等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者・アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

(2020年7月14日策定)

出典：厚生労働省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（概要）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000648645.pdf>

文字・活字文化振興法 (抜粋)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/080617/005.pdf

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(2005年7月29日施行)

障害者の権利に関する条約 (抜粋)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の

自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。
 - (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。
 - (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。
 - (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。
- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
 - (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
 - (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
 - (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
 - (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

（2014年1月30日施行）

著作権法 (抜粋)

https://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方

式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。

- 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

（2019年1月1日一部改正）

マラケシュ条約（抜粋）

〈盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約〉

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001279.html

第三条 受益者

受益者は、他の障害の有無を問わず、次のいずれかに該当する者である。

- (a) 盲人である者
- (b) 視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、そのような障害のない者の視覚的な機能と実質的に同等の視覚的な機能を与えるように当該障害を改善することができないため、印刷された著作物を障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの
- (c) (a)及び(b)に掲げる者のほか、身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は読むために通常受入れ可能な程度に目の焦点を合わせること若しくは目を動かすことができない者

（2018年10月2日交付及び告示、2019年1月1日効力発生）

発行日 2020年12月21日

発行所：公益財団法人文字・活字文化推進機構
Characters Culture Promotion Organization

発行者：渡辺鋭氣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-2-30 共同ビル4F

TEL:03-3511-7305

FAX:03-5211-7285

<http://www.mojikatsuji.or.jp/>

製作：有限会社読書工房

協力：宇野和博（日本弱視者ネットワーク）

デザイン：諸橋 藍

表紙絵：Momoca/Able Art Company

写真提供（順不同）：朝日新聞社／朝日新聞社「2030 SDGsで
変える」／千葉県立西部図書館／川越市立西図書館／オーテピア
高知 声と点字の図書館／横浜市立上菅田特別支援学校／公益
財団法人伊藤忠記念財団／福音館書店／公益財団法人ふきの
とう文庫／一般財団法人日本児童教育振興財団

読み書きが困難 | 紙のページをめくれない | 本の入手に助けが必要…

どんな立場の人も 読書を楽しめるように 読書バリアフリーを 広げよう!



読書バリアフリーフォーラム開催レポート

視覚障害者だけでなく、ディスレクシアや肢体不自由の人等も読書の困難を抱えています。
その困難とはどのようなものか、こうした人たちに向けてどのように支援の輪を広げればよいのか——。
「読書バリアフリーフォーラム」が2023年12月10日に豊島区の「あうるすぽっと」で行われ、
当事者や専門家が語り合いました。その模様を紹介します。

中野まこさん
自立生活センター十彩代表



宇野和博さん
筑波大学附属視覚特別支援学校教諭



小池信彦さん
公益社団法人日本図書館協会著作権委員会委員長



藤堂栄子さん
星槎大学特任教授 認定NPO法人エッジ代表

共通目的事業・助成事業

SARTRAS



■ 共催：公益財団法人 文字・活字文化推進機構 / 豊島区 協力：有限会社 読書工房

本事業は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) の共通目的基金の助成を受け実施されています。

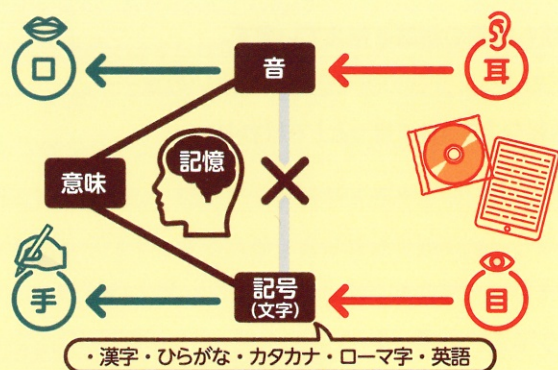
ディスレクシアの私と読書

～読み書きが困難でも本が好き～

講師：藤堂栄子さん 星槎大学特任教授 認定NPO法人エッジ代表

内容はわかるけど読み書きが困難

ディスレクシアとは、知的能力に問題がないにもかかわらず読み書きに支障をきたす学習障害です。音と記号を結びつける脳の仕組みに難があるため、文字を読むことと書くことがとても大変です。ただ、内容を理解する力があります。本人も保護者も気づきにくいという特徴があり、日本語では人口の8%がディスレクシアですが、医療機関でその診断を受けられるのは2%といわれています。



記号(文字)と音を結びつけて意味を理解するのに時間がかかる

私自身、生まれつきのディスレクシアで、そのことに気づいたのは47歳の時に我が子がイギリスでディスレクシアとわかってからです。60歳の時にアセスメントを受けて、読み書きの能力が小学2年生並みとわかりました。一方、慶応大学を卒業して、駐日欧州共同体委員会代表部(現・駐日欧州連合代表部)で働いた経験があり、60歳で教育学修士を取得したディスレクシア研究者、支援者という顔を持ちます。

そんな私がどのように読書や学習をしてきたかを紹介します。幼少期を欧州で過ごし、帰国後に転入した私立小学校では、英語の発音と語彙力は問題ないのにアルファベットを逆さまに書いてしまうことがありました。ディスレクシアの子どもの約半数が不登校を経験しているというデータがありますが、私も今から思うと不登校気味でした。

11歳で再び渡欧し、中学卒業程度の国家試験は筆記で一科目落ちましたが、ヒアリングは得意だったので、口頭試験で受けた追試は合格します。再帰国後の慶応大学の入学試験は一次がマークシート式、二次の小論文はすべてひらが

なで書いて合格しました。卒論も内容重視で、ほとんどをひらがなで書いてもAをとりました。

書字については大学の講義は独自の記号を使ってノートをとっていました。その後、パソコンや電子タイプライターの登場が助

けになりました。今でもpeopleのeとoのどちらが先かあやふやですが、オートコレクト機能が訂正してくれます。区役所や銀行の窓口が苦手ですが、無理せずヘルプマークを使って係の人に助けてもらっています。

読書方法は様々、希望に沿う図書そろえて

読書は子どもの頃から好きでした。小学生の頃は少年少女文学全集を、大学生の頃は歴史小説を読み漁りました。通常読書は、脳内で文字を音声に変換する回路と文字と意味をつなげる回路を組み合わせで行っています。前者に難があるディスレクシアも、後者の回路から意味を理解することができるのです。特に日本語の場合、漢字がその助けになります。

ディスレクシアの人の読書の方法は様々です。絵から多くのことを読みとれる絵本やマンガは強い味方です。オーディオブックやテキストを音声に変換してくれるアプリ等を使って音で聞くのも有効です。様々な団体が制作した音声教材*がありますが、採用の申請方法に煩雑な面があるのが課題です。

学校図書館は障害者でも利用しやすい図書や機器をそろえるだけでなく、その子は聞いた方がわかるのか、読みやすい文字なら読めるのか等を確認して最適な図書を提供してほしいと思います。ディスレクシアの人のキーボード入力、指先の動きと感覚を頼りに行うタッチタイピングが推奨されています。図書館でそのトレーニングができるといいですね。ディスレクシアや障害のある子がタブレットでできることはたくさんあります。もっと学校で使いやすい環境を整えてほしいと思います。



藤堂栄子(とうどう・えいこ)さん
ディスレクシア当事者。息子も留
学先のイギリスでディスレクシアと
判明し、適切な支援を受けられた
経験をきっかけに、日本でディス
レクシア支援、啓発の活動を始める。



豊島区立図書館の 取り組み紹介

発表：田島真優美さん 豊島区 文化商工部 図書館課

誰一人とり残さないように読書環境整える

豊島区内には7つの区立図書館があり、中央図書館はひかり文庫という点字図書館を併設しています。ひかり文庫の主な業務は、点字指導、対面朗読サービス、ボランティア3団体の運営、点字図書と録音図書の製作・貸出、録音図書の再生機器の貸出等です。図書館では読書バリアフリー法に基づき、「誰一人とり残さない図書館、誰もが主役になれる図書館」を目指して読書環境の整備を進めています。中央図書館と巣鴨図書館には、点字のついた絵本や布の絵本等といったバリアフリー図書をそろえた「りんごのたな」



(写真、場所は中央図書館)を設置しています。また、来館が難しい障害者や要介護者向けに図書を送付するサービスも行っています。中央図書館では啓発活動として、児童向けの点字教室を毎年夏休みに行っています。今年7月には区内の公園で「りんごのたな」のPRや点字についての理解を広げるイベントを行いました。バリアフリー図書の存在を広く知ってもらうことは図書館の大きな役割です。その取り組みを通じて、より多くの人に読書の楽しみが広がればと思います。

パネルディスカッション

パネリスト：

藤堂 栄子さん 星槎大学特任教授 認定NPO法人エッジ代表

中野 まこさん 自立生活センター十彩代表

小池 信彦さん 公益社団法人日本図書館協会著作権委員会委員長

コーディネーター：

宇野 和博さん 筑波大学附属視覚特別支援学校教諭

人の手を借りずに読書できる電子書籍

宇野 読書のバリアフリー化や、どうすれば障害のある人がもっと読書を楽しめるようになるか、というテーマで話をしていきたいと思います。

中野 手足の筋力がなくなっていく筋ジストロフィーという難病のため、電動車いすを使って生活しています。握力が3kgくらいしかないため、新品のペットボトルのキャップを開けることができません。普段はスマホで読書をしています。私にはスマホは重いのでスマホスタンドを使っています。私にとっての読書バリアフリーはまず、書店や図書館に階段や段差がないか、トイレは介助者とともに入ることができるスペースが確保されているかといったハード面のものです。また、読みたい本のタイトルを、店員さんや司書さんに伝えなければなりませんが、電子書籍ではその必要はなく、読書の

プライバシーが守られているともいえます。こうしたこともバリアフリーの一つではないでしょうか。

宇野 イギリスでは、単語の間隔や段落分け、フォントの形や紙の色が読みやすく配慮されたディスプレイ版の本が出版されているそうですね。

藤堂 ディスレクシアにも音で聞かない人もいますが、ある程度文字を読める人にとっては読書を楽しめる体裁になっていると思います。

宇野 耳で聞く図書には、人の肉声で読まれているものと機械合成の音声があります。

藤堂 機械の音声だけだと調整が必要ですが、今はAIの活用でとても聞きやすく調整できるものも出てきています。人間の声もいろいろなので、下手に抑揚があげさだったり、声の質が聞きにくかったりすると、かえって内容理解につながらないこともあります。

宇野 肢体不自由の方にとっての理想は、紙の本より電子書籍なのでしょうか。

中野 紙の手触りや匂いが好きという人もいますが、介助者に



中野まこ(なかの・まこ)さん
ウルリッヒ型先天性筋ジストロフィーのため電動車いす、就寝時には人工呼吸器を使用し、重度訪問介護を利用して自立生活を送る。障害当事者団体で自立支援活動等を行っている。

ページをめくってもらっているケースもあるように思います。やはり紙だけでなく、テキストデータや電子書籍等、いろいろな形のものを提供してほしいと思います。

「みんな当事者」という意識が大切

宇野 日本では長く視覚障害者を中心に読書の問題を考えてきましたが、最近になってディスレクシアや肢体不自由の方にも読書の困難があることがわかってきて、2019年に読書バリアフリー法が制定されました。ただ、国会図書館が約247万点のテキストデータを障害者向けに公開していること等、そうした人に有益な情報があまり届いていないように思います。

藤堂 そうですね。関係者に今回のようなセミナーに来ていただいたり、メディアにとりあげてもらったり、様々な方法で同時多発的にキャンペーンを張っていくことが大切です。

中野 読書バリアフリーは、私自身、視覚障害者の話で自分には関係ないと思っていました。学校教育の中で伝えられるといいですね。日本では音読や手書きが良いという考えが根強いですが、最も大事なのは物語を読む楽しさを教えることではないでしょうか。いろいろな本の読み方があることが広がってほしいし、自分のやりやすい勉強方法ができることがスタンダードになってほしいと思います。

小池 著作権法第37条は障害者サービスに関わる内容が盛り込まれています。ポイントは公共図書館や学校図書館等が、著作権者の許諾を得なくても障害者が利用しやすい

様々な形式の資料(図書)を製作できること、その資料を利用できる対象は「視覚障害者等」とされ、様々な障害によって読書が困難な者を含むこと、資料の貸出やメール送信等ができること、公共図書館は製作した資料を互いに提供し合えることです。ただ、いずれも販売されていないものに限るという但し書きが付いていることは課題です。

宇野 その但し書きの意味です

が、読みたい形式の図書が販売されていれば、図書館では貸し出されなくなりますので、買うという選択肢しかないということです。障害のない人は本屋で売っている本を図書館で借りることもできるのですが。

小池 この法律の背景には、出版社にもっと電子書籍を作ってもらいたいという政策的な誘導があるといわれています。ただ、現状それがなかなか進まない中で、図書館で借りる選択肢を広げていく必要もあると思います。

宇野 一方、出版社は障害者にとって利用しやすいものをもっと販売して、それを図書館が購入して貸し出すという流れが本来の姿ともいえます。ただ、現実的に図書館の予算が削られていて、どれだけそういう余裕があるのかという問題もあります。

小池 電子図書館を始めたところで、その問題に直面していて、紙の本の予算を電子書籍にまわしているところもあるようです。自治体の努力も大事ですが、予算次第でできることは限られるので、何らかの国の施策が望まれます。

宇野 読書バリアフリーを広めるためには何が必要でしょう。

藤堂 自分に合う読み書きの方法は様々です。音で聞くなりこういう方法、文字を読むならこの方法、書く時はこう、というように、その時々で自分に合う方法を選択する「学びのビュッフェ」という考え方を推進していきたいと思っています。

中野 障害のあるなしに関わらず、読書は誰もがすること。年齢とともに文字が読みづらくなっていくということもあります。そういう意味で「みんな当事者だよ」という考え方が大事ではないでしょうか。「障害者用」というと自分に関係ないと思ってしまいかねません。みんなで読書バリアフリーに関心を持って啓発の輪を広げていければいいですね。

小池 障害者サービスと呼ばれるサービスがなくなることが目標だと、図書館の先輩が言っていたのを覚えています。そういうことを目指したい。そのためにはやはり読書バリアフリーを広げていくことが大事です。



宇野和博(うの・かずひろ)さん
東京学芸大学教育学部卒業。日本弱視者ネットワークの教育担当役員として、弱視者のための教育環境の改善に取り組む。長年、障害者の読書環境の整備に尽力している。



小池信彦(こいけ・のぶひこ)さん
調布市立図書館長等を歴任。2019年より視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会委員、学校図書館等の読書バリアフリーコンソーシアム委員等を務める。





作・くぼ

風にのって

こんでいく

たたくとおど

わたしのあ

みんなであ

東の上のた

はぬきさん

せなかにか

海のリボ

せなかのせ

みんなであ

南の海のジ

ジンドエさん